

建設関連業検討会フォローアップ(3回目) ～検討会報告書を受けた取組状況～

平成25年11月

土地・建設産業局 建設市場整備課

<これまでの経緯等>

- 平成20年12月～平成22年3月にかけて、「建設関連業検討会(座長:小澤一雅 東京大学大学院教授)」では、建設関連業のあり方と、企業、業界、国、発注者といった関係者それぞれの果たすべき役割について、一定の方向をとりまとめました。
(「建設関連業の課題と展望」<http://www.mlit.go.jp/common/000113301.pdf>)
- 平成23年4月には、「建設関連業の課題と展望」で整理した地方公共団体や民間の発注者(顧客)と国民の求めるものへの対応と、建設関連業の健全な発展という目標に向けた具体的な行動計画について、「建設関連業フォローアップ」を開催し、平成22年度の取組み状況について関係者に周知しました。平成24年6月には、平成23年度の取組み状況を中心に資料にまとめ、公表しています。
- 当資料は、各行動計画に対して関係者の更なる取組みを促進するために、平成24年度を中心に、一昨年のフォローアップから2年を経過した時点における関係者の取組み状況を再度整理したものです。

<資料のまとめ方>

- 『建設関連業の課題と展望』で整理している目標である、
 - 1)顧客及び国民の求めるものへの対応
 - 2)業の健全な発展のための対応という二つの柱に関連する各課題について、取組み主体ごとの取組み状況を整理しています。

取組項目

…国(業行政)、発注者の取組み

取組項目

…業団体、企業の取組み

『建設関連産業の課題と展望』の概要

建設関連産業をめぐる環境の変化

建設産業を取り巻く状況

- ・建設投資(公共・民間)の大幅な減少

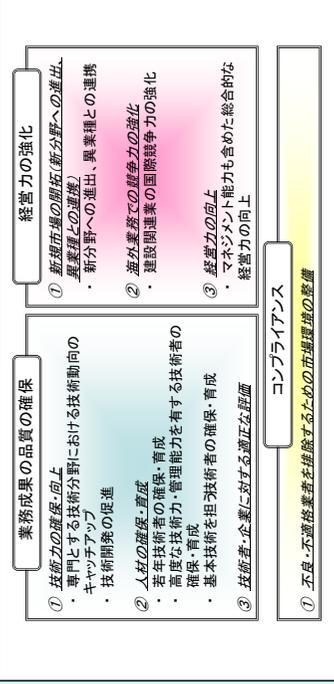
日本経済社会を取り巻く状況

- ・少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、深刻な財政事情

経営環境・労働環境への影響

- ・低価格入札の慢性的な発生、収益力の悪化、技術者の長時間労働、若年労働者の減少

建設関連産業の施策の論点



建設関連産業に関するこれまでの政策

H14.6 建設関連産業展開戦略

- 新しい時代に対応した国土づくりのための力強い魅力ある産業の形成
- ・市場環境の変化に対応するための経営力の強化
 - ・技術競争に対応するための人材の確保・育成
 - ・建設関連産業の登録制度上の問題解決
 - ・入札及び契約制度の改善

H19.6 建設産業政策2007

- 建設生産システムの一環としての建設関連産業の位置づけの明確化
- ・再編への取り組みの促進
 - ・対等で透明性の高い建設生産システムの構築

『建設関連産業展開戦略』『建設産業政策2007』のレビューと見直し

登録制度の経緯・目的

改正・制定時の意図・目的

- ・個々の建設関連産業の業務内容の公示
- ・建設関連業者を利用する依頼者の便宜に供すること
- ・建設関連産業の適正な運営と健全な発達

S24 測量法制定

S36 測量法改正
(測量業者の登録制度の制定)

S39 建設コンサルタント登録規程制定

S52 建設コンサルタント登録規程改正
地質調査業者登録規程

30年以上が経過

建設関連産業を取り巻く環境の変化

意義・目的の再確認

登録制度は、「発注者の便宜に供し、業の健全な発展に資するものであるべき」という現在の考え方は、今後も有効と考えられ、そのためにあるべき登録制度を検討

建設関連産業の今後の展望

1. 顧客(公共事業・民間事業)の発注者)及び国民の求めるものへの対応

(1) 技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

- ①登録制度による必要十分な情報提供【国】(発)
- ・登録制度の活用促進、情報提供の仕組みづくり、情報の信頼性確保、登録制度における電子申請の推進、テクリスとの連携

(2) 新しいニーズへの的確な対応

- ①高度な技術へのニーズ、新規分野(公共・民間)への対応【国】(業)
- ・市場創出型産業のための技術力確保と営業努力、新規分野進出に資するための情報提供・制度見直し、登録部門の新設・統廃合、マネジメント部門の新設

②海外ニーズへの対応【国】(業)

- ・海外展開のための技術力確保と営業努力、海外展開のための情報提供・トップセールス

(3) 適切な競争環境の整備/適正価格による的確なサービスの提供

- ①経済性に配慮しつつ、品質を確保するための優れた受注者の選定【国】(発)
- ・入札契約制度改革の推進
- ②不良・不適格業者の排除【国】
- ・暴力団排除

○登録制度による必要十分な情報提供【国】※再掲

検討会後のスケジュール

H22.4 報告書発表

H23以降

フォローアップ(第1回)H23.4

フォローアップ(第2回)H24.6

フォローアップ(第3回)H25.11

※フォローアップ後も取り組みは継続

2. 業の健全な発展のための対応

(1) 技術力の確保・向上

- ①技術力確保のための人材確保・育成【国】(業)
- ・セミナーの開催、労働環境の改善、業界のPR等
- ②登録要件の見直し【国】
- ・技術管理者及び現場管理者の常勤性、縦断的部門と横断的部門の兼任、その他の専任制、民間資格の活用
- ③的確な指導監督の強化【国】
- ・指導監督強化のための弾力的な中間的処分の設定
- 不良・不適格業者の排除【国】※再掲

(2) 経営力の向上

- ①経営におけるマネジメント能力の向上【国】(業)
- ・経営戦略づくり、財務的要件と環境担保責任
- 高度な技術へのニーズ、新規分野(公共・民間)への対応【国】(業)※再掲
- 海外ニーズへの対応【国】(業)※再掲

(3) コンプライアンスの強化(法令遵守を含めた社会的要請への対応)

- ①企業倫理・技術者倫理の醸成【業】
- ②企業の社会的責任(CSR)の推進【発】(業)
- 不良・不適格業者の排除※再掲
- 的確な指導監督の強化※再掲

登録制度の法制度化の是非に関する検討

1. 顧客(公共事業・民間事業の発注者)及び国民の求めるものへの対応

◆技術力・経営力の適正な評価のための情報提供

- 登録制度の活用促進
- 情報提供の仕組みづくり
- 情報の信頼性確保
- 登録制度における電子申請の推進
- テクリスとの連携¹⁾

◆新しいニーズへの的確な対応

- 市場創出型産業のための技術力確保と営業努力
- 新規分野進出に資するための情報提供・制度見直し
- 登録部門の新設・統廃合²⁾
- マネジメント部門の新設¹⁾
- 海外展開のための技術力確保と営業努力
- 海外展開のための情報提供・トップセールス

◆適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供

- 入札契約制度改革の推進
- 暴力団排除

2. 業の健全な発展のための対応

◆技術力の確保・向上

- 技術力継承のための人材確保・育成
- 技術力確保のための人材育成・評価
- 技術管理者及び現場管理者の常勤性²⁾
- 縦断的部門と横断的部門の兼任
- その他の専任制²⁾
- 民間資格の活用
- 指導監督強化のための中間的処分

◆経営力の向上

- 経営戦略づくり
- 財産的要件と瑕疵担保責任²⁾

◆コンプライアンスの強化(法令遵守を含めた社会的要請への適応)

- 企業倫理・技術者倫理の醸成
- 企業の社会的責任(CSR)の推進

◆登録規程の法制度化の是非に関する検討²⁾

1)一定の方向性が得られたもののうち、中長期的な課題となっている項目

2)検討会において、一定の方向が得られるに至っていない項目

※下線部が、新たに活動を始めた、又は、平成24年度に大きな進展があった項目

その他は第1回並びに第2回フォローアップで公表したものと同様の取り組みを行っている項目

1. 顧客(公共事業・民間事業の発注者) 及び国民の求めるものへの対応

技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

取組項目

登録制度の活用促進

内容

受注者を選定するための、登録情報の一層の活用
登録制度の紹介と活用メリットのアピール

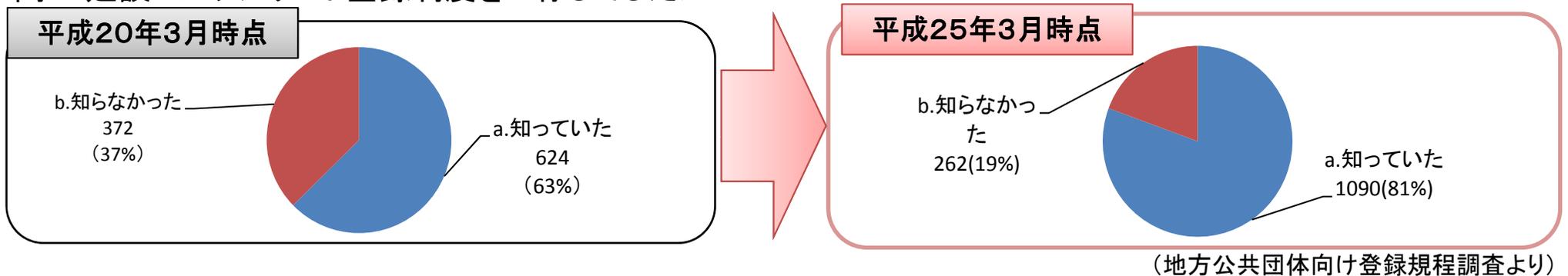
取組方針

- ホームページや記者発表などを通じ、登録制度や情報提供について広くPRを行う。(情報提供の仕組みづくりについては別紙)
- 国や地方公共団体の発注者等に対し、各種会議の場等で登録制度について周知及び活用促進を行う。
- 周知に当たっては、発注者向けパンフレットを作成する。

取組結果

- 各種会議・通知等を通じて周知
- **国土交通省ホームページにおいて、登録制度活用促進のパンフレットを掲載**
- **活用状況を把握するため、地方公共団体向けに調査を実施**

問1：建設コンサルタント登録制度をご存じでしたか？



今後の方針

- 引き続き周知に努め、活用促進を継続する。
- 定期的に調査を継続し、活用状況を把握する。

取組項目

テクリスとの連携

内 容

- 登録制度とテクリスとの間でデータ共有の可能性、範囲、方法等について検討

取組方針

- 両者のデータ共有の可能性、共有するデータの範囲や方法等について検討する。
- 登録制度とテクリスの相違を踏まえた上で、両者の連携による利便性の向上等のため相互のデータの共有等が可能か検討する。

取組結果

- テクリス運営主体との意見交換により、技術者資格といった一部の情報については、共有できる可能性があることが分かった。
- ただし、制度の設立趣旨や費用負担の有無等の違いも大きく、それぞれの情報の利用状況も異なることから、短期的にデータの共有等を行うことは難しいことが分かった。

今後の方針

- 情報の具体的な共有方法について、さらに検討する。

2. 業の健全な発展のための対応

技術力の確保・向上

経営力の向上

内 容

- 若手技術者の技能向上や技術者資格の取得に資する取組み
- 業界の積極的なPRによる社会的認知度向上

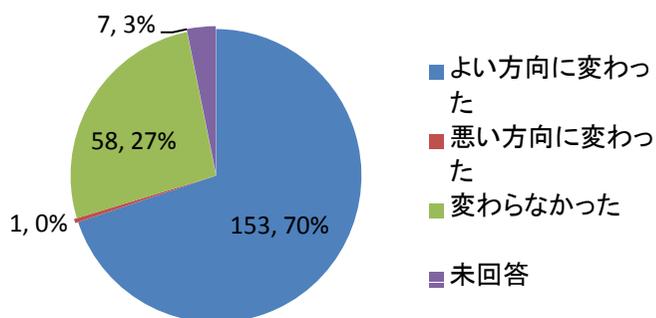
取組方針

- 業界・国が連携し、学生等を対象としたセミナーの開催等を通じて、業界全体あるいは個別の企業情報の発信等の取組みを検討する。

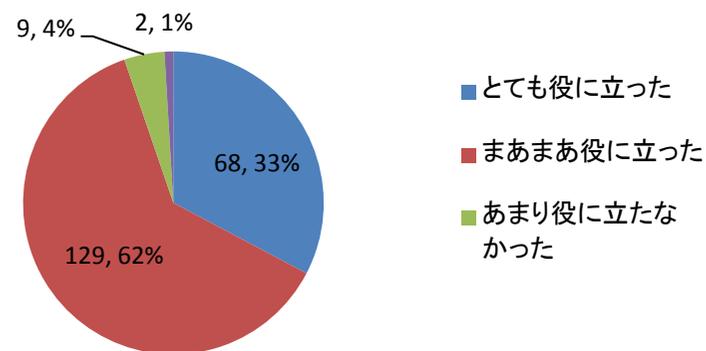
業団体等の
取組結果

- 「建設関連業イメージアップ促進協議会」を立ち上げ、業団体・国が協力し、学生向け説明会の実施等のイメージアップ活動に取り組んだ。

(1) 今回の説明会を受け、建設関連業界の印象は変わりましたか？



(2) 今回の説明会は就職先を考える上で役に立ちましたか？



平成24年度 3大学でのアンケート結果より

今後の方針

- 引き続き学生向け説明会を実施、リーフレットの配布等、建設関連業のイメージアップ活動を続ける。
- 全国各地での説明会実施について検討を進める。

内 容

- 「技術力(技術者)の有効活用」、「受注機会拡大による競争の促進」という観点から、建設コンサルタント登録規程において、縦割りの登録部門と横割りの登録部門の技術管理者の2部門の兼任を限定的に認める。

取組方針

- 「技術水準の維持」等の観点から、以下の項目について方針を定める。
 - 技術者要件(技術士か認定技術管理者か)について優先順位を設ける。
 - 専任制を緩和する特定の部門の組み合わせを設定する。

取組結果

- 以下の両条件を満たす場合に限り技術管理者の専任制を緩和した。
【H23.7施行】
 - ① 複数部門の技術士資格を有している者(技術士×技術士)
 - ② 特定部門の組み合わせ(「河川、砂防及び海岸・海洋部門×地質部門」「河川、砂防及び海岸・海洋部門×建設環境部門」等
- 部門の兼任に係る登録申請件数は、のべ26件であった。
(平成24年12月現在)

今後の方針

- 技術管理者の兼任について申請状況を把握するとともに、事務量への影響も引き続き調査していく。

取組項目

指導監督強化のための中間的処分

内 容

- 消除した場合の再登録禁止期間の弾力的設定など中間的処分の設定とその具体的な内容の検討

取組方針

- 贈賄罪・談合等の刑法犯や独禁法に基づく排除措置命令を受けた場合の対応方針を検討し、測量法における営業停止処分とのバランスを考慮し、具体的な制度内容について検討する。
- 登録消除に伴う登録番号の変更の取り扱いについて、具体的な方策を検討する。

取組結果

- 登録業者に対する指導監督の強化を図るため、違反行為の内容に応じた段階的な措置を行うことができるよう、勧告及び登録停止に関する規定を設けた。【H23.7施行】
- 登録を停止した場合には、登録停止簿にその事実等を明示することとし、当該業者は期間中、登録を受けていることを表示してはならないものとした（登録番号の変更は行わない）。
- 建設コンサルタント(2社)対し、同規程第11条第1号に基づき、勧告を実施した。(平成23年度)
- 平成24年度については、勧告及び登録停止の実績はなかった。

今後の方針

- 引き続き、勧告及び登録停止の運用状況を評価し、コンプライアンスの担保が図られているか検証する。

取組項目

経営戦略づくり

内 容

今後の建設産業の将来像が予測できるような情報提供

取組方針

- 今後の建設産業の将来像が予測できるような情報や、自社が業界の中のどこに位置しているのかを把握できる情報として、建設関連業界の経営状況の分析などを積極的に提供する。

取組結果

- 「情報提供の仕組みづくり」と合わせ、年に1回提出が義務づけられている現況報告書の記載内容を基に、国土交通省において、**建設関連業の経営分析を実施した。**
結果については、国土交通省ホームページにおいて公表している。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000063.html

➤ 調査の概要

調査対象	測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者
調査項目	貸借対照表主要項目、損益計算書主要項目等
調査対象期間	平成23年度に決算期を迎えたものの直近1年の営業期間
調査方法	提出された財務に関する報告書及び現況報告書

今後の方針

- 平成25年度以降も継続的に経営状況の分析を実施し、積極的に情報提供をする。

1. 顧客(公共事業・民間事業の発注者) 及び国民の求めるものへの対応

技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

新しいニーズへの的確な対応

適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供

- 平成24年度も「建設コンサルタント業務についての入札契約制度・実績及び建設コンサルタント登録制度の活用状況等に関する調査」を行った。
- 過年度における調査との比較をすることにより、登録制度の活用状況を把握する。
- 回答結果の傾向は建設コンサルタント、地質調査業ともに過年度調査から変わっていない。

【平成24年度調査の概要】

- 実施時期：平成25年3月
- 対象：地方公共団体の入札契約担当部局等
- 調査内容：建コン、地質登録制度の活用状況等
- 回答数：1,353
- 回収率：75.5%

【集計数】

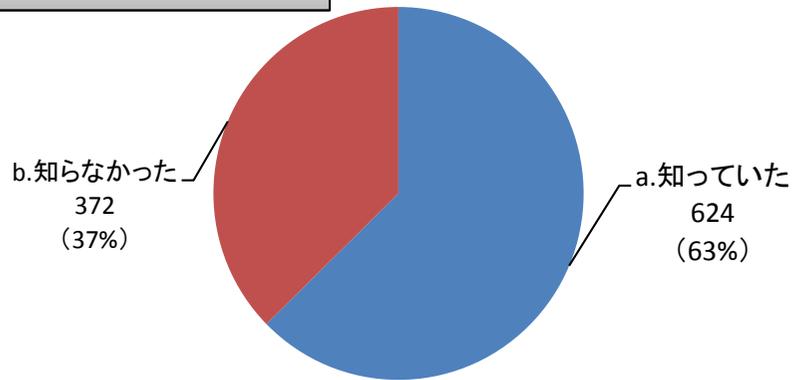
調査対象	配布数	回収数	回収率
a.都道府県	47	44	93.6%
b.政令指定都市	20	20	100.0%
c.特別区	23	16	69.6%
d.市	767	629	81.9%
e.町	752	542	72.1%
f.村	184	102	55.4%
合計	1793	1353	75.5%

※平成24年度は調査の深掘りのため、過年度の調査から設問の一部見直しを行っている。

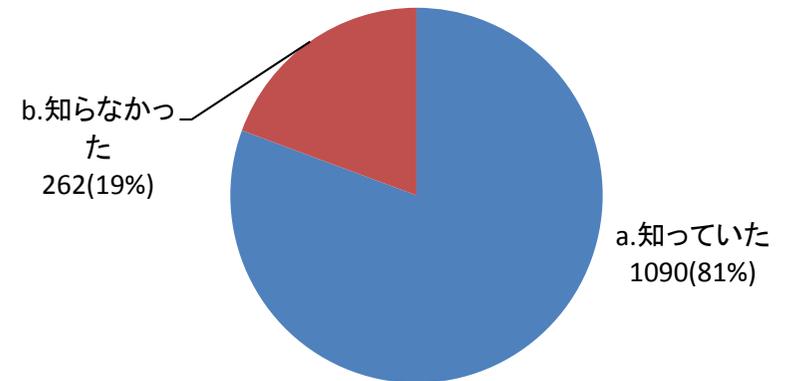
- ・建設コンサルタント登録制度の認知度は、過年度の調査と比較して向上しており、約8割の地方公共団体が登録制度を認知していることがわかった。

問1：建設コンサルタント登録制度をご存じでしたか？

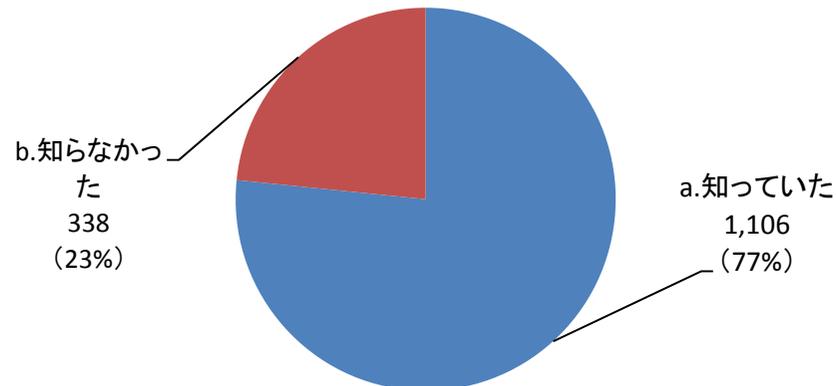
平成20年3月時点



平成25年3月時点



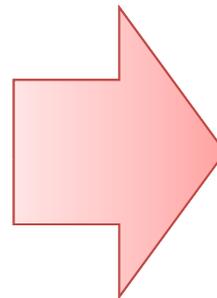
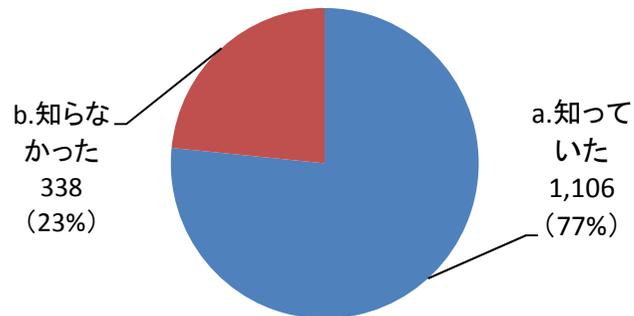
平成24年3月時点



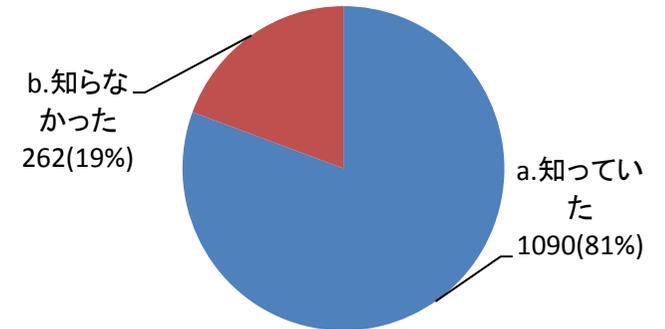
・平成24年度から25年度への回答内訳を見ると、都道府県と政令市の周知は進んでいるが、特に市町村の周知が足りないことがわかった。

問1：建設コンサルタント登録制度をご存じでしたか？

平成24年3月時点



平成25年3月時点



知っていた	→	知っていた	808団体
知らなかった	→	知っていた	145団体(※1)
知っていた	→	知らなかった	92団体(※2)
知らなかった	→	知らなかった	102団体(※2)

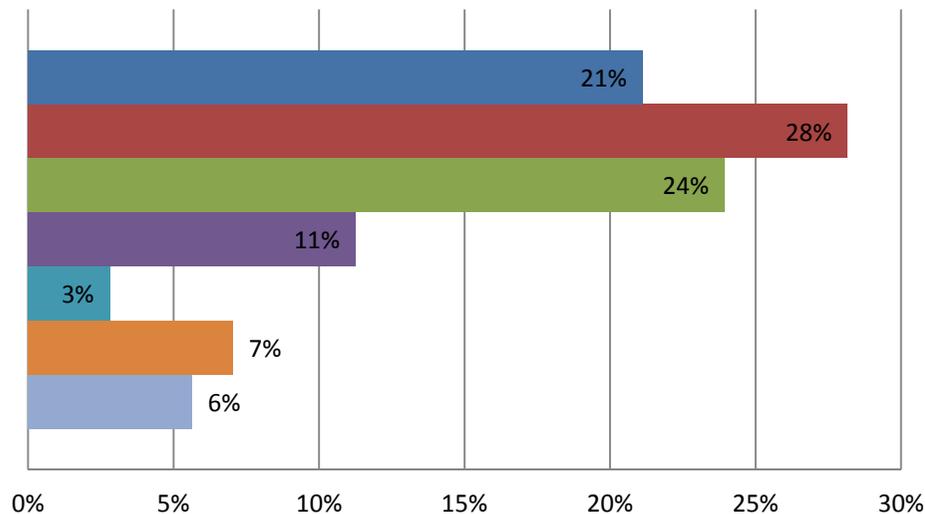
- ・ ※1 都道府県・政令市は1団体
- ・ ※2 都道府県・政令市の該当無し 16

・登録制度の活用理由としては、競争参加資格審査時の審査基準や、指名業者選定時に使用するためといった理由が多いことがわかった。一方で、市町村では登録制度を活用していない場合も多いことがわかった。

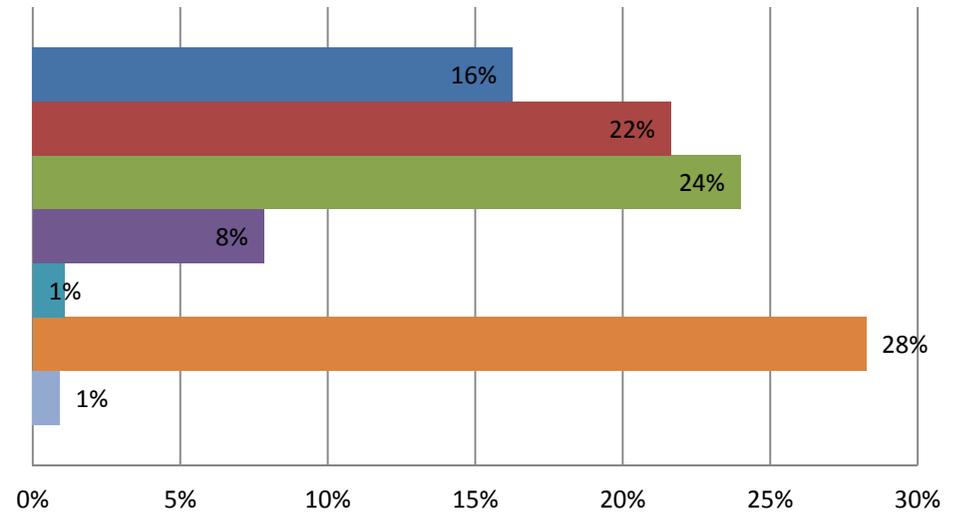
問2：建設コンサルタント登録制度をどのような場合に活用していますか？（複数回答可）

平成25年3月時点

都道府県(回答数:44)



市町村(回答数:1,309)

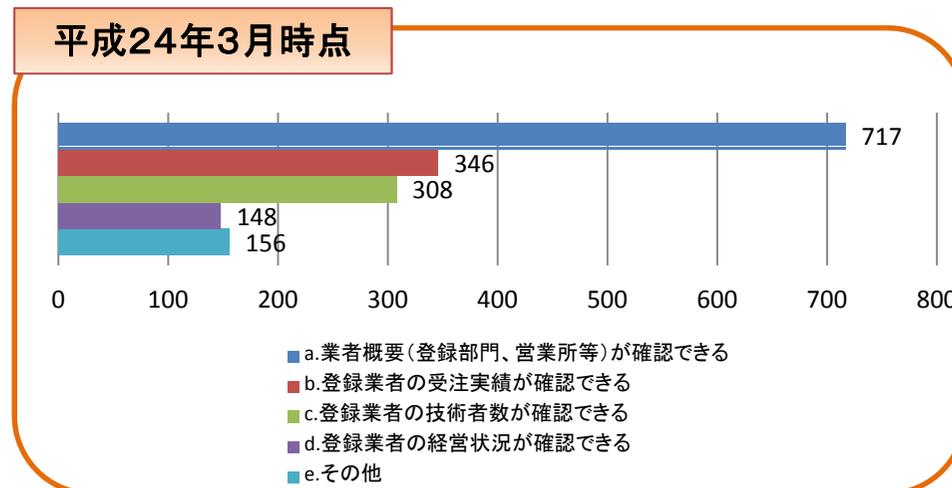
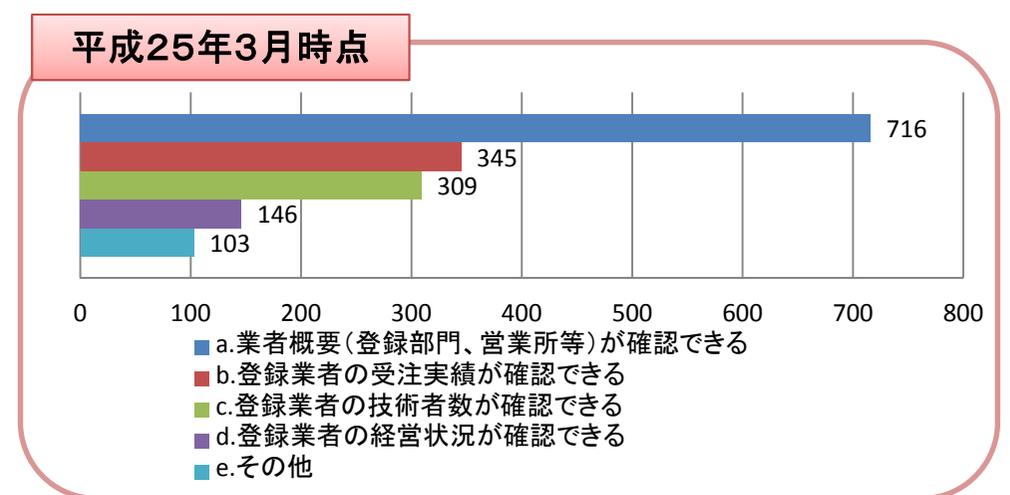
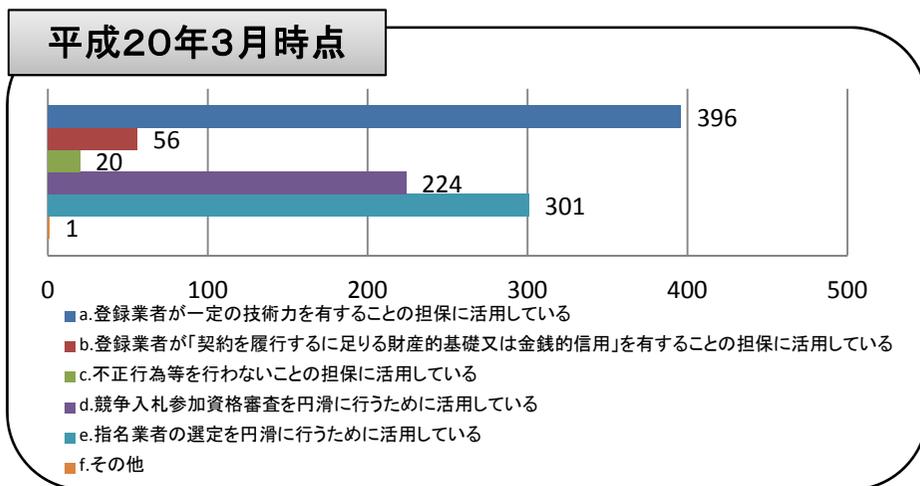


- a.入札参加者資格名簿の登載要件として活用している
- c.指名業者の選定時に、業務内容に応じた業者選定のために活用している
- e.個別業務の入札時における競争入札参加資格要件として活用している
- g.その他（「資格名簿に登録有無を記載」等）

- b.競争入札参加資格審査時の審査基準として活用している
- d.指名業者の選定時に、予定価格に応じた業者選定のために活用している
- f.活用していない

・建設コンサルタント登録制度における業者情報については、業者概要、受注実績、技術者数などを評価し、登録制度を活用している場合が多いことがわかった。

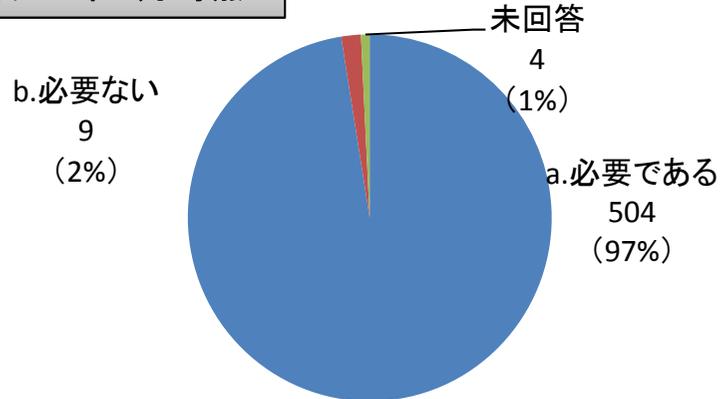
問3:どのような業者情報を評価して建設コンサルタント登録制度を活用していますか？(複数回答可)



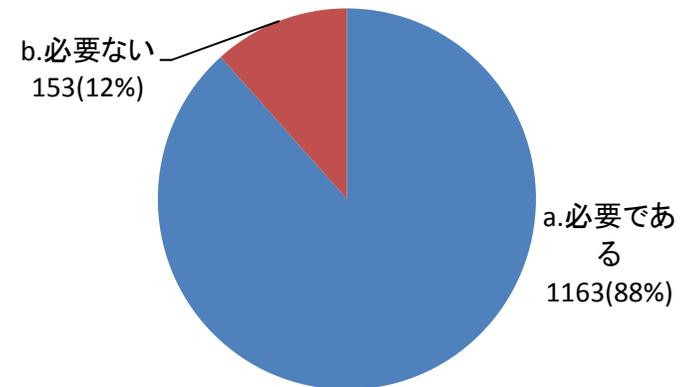
・登録制度の必要性については、過年度の調査と同様に、大半の地方公共団体が建設コンサルタント登録制度は必要だと認識していることがわかった。

問4：建設コンサルタント登録制度は今後も必要であると思われますか？

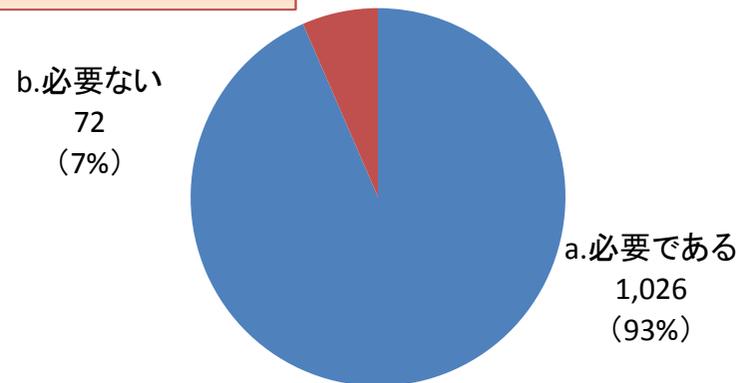
平成20年3月時点



平成25年3月時点



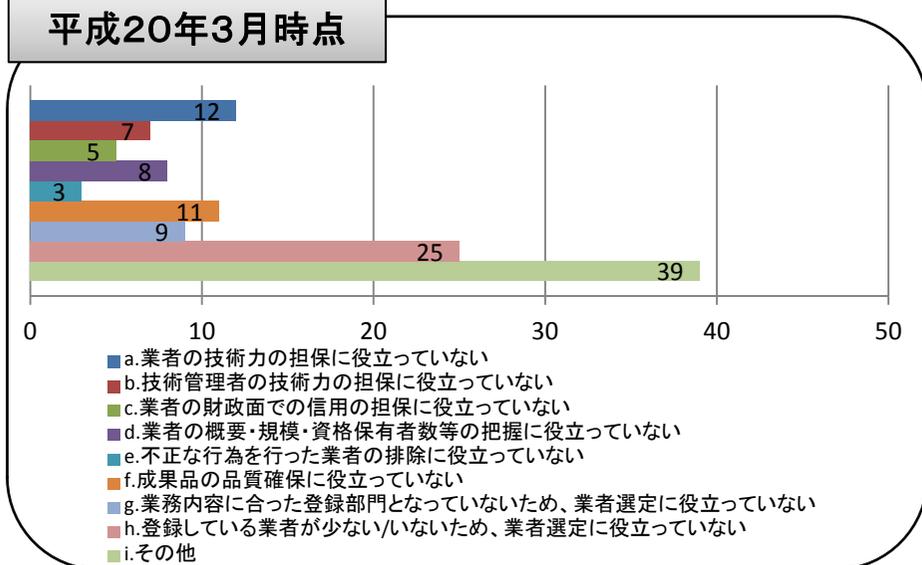
平成24年3月時点



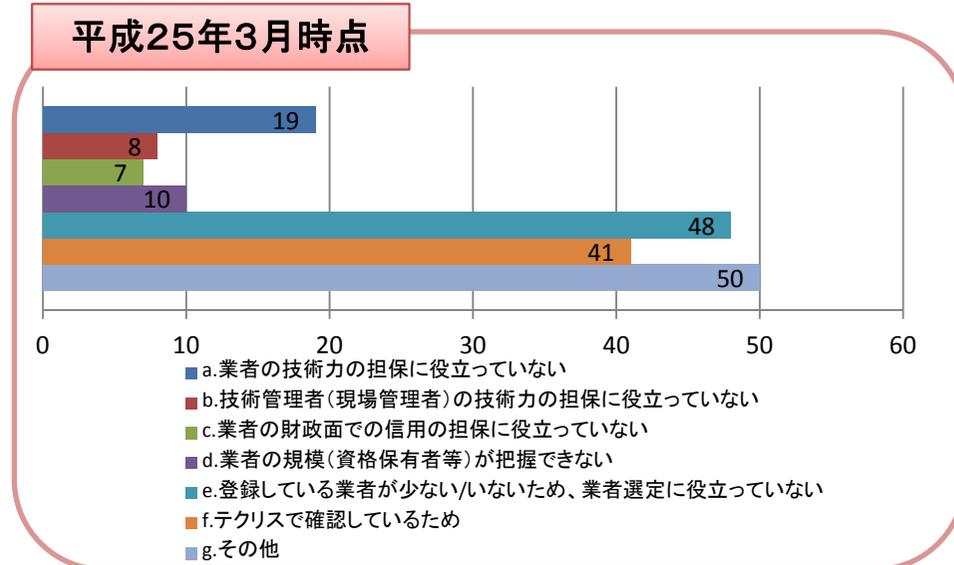
・登録制度が必要無いと答えた団体の理由としては、登録している業者が少ない/いないため業者選定に役立たない、テクリスで確認しているため等といったものであり、過年度の調査と概ね同様の傾向がみられた。

問5: 問4で、「必要ない」と答えた人にお聞きします。建設コンサルタント登録制度を「必要ない」と考える主な理由をお答えください。(複数回答可)

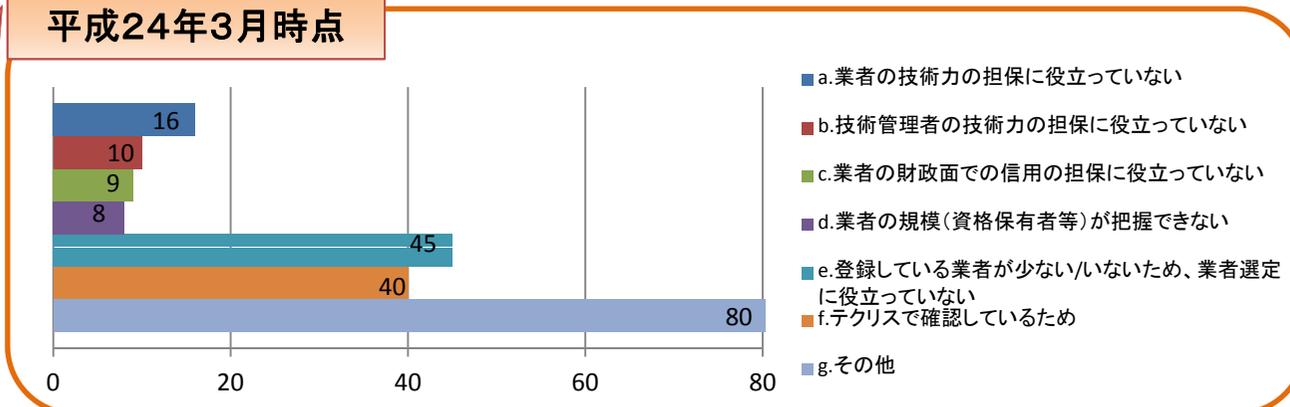
平成20年3月時点



平成25年3月時点

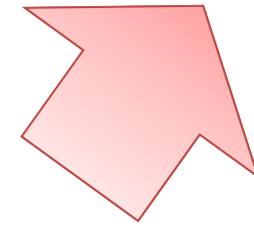
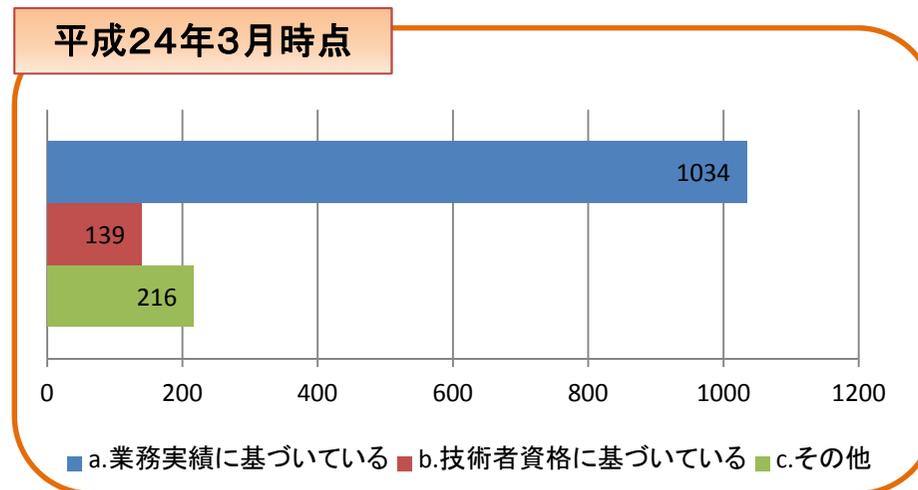
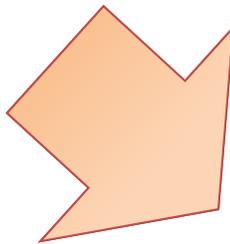
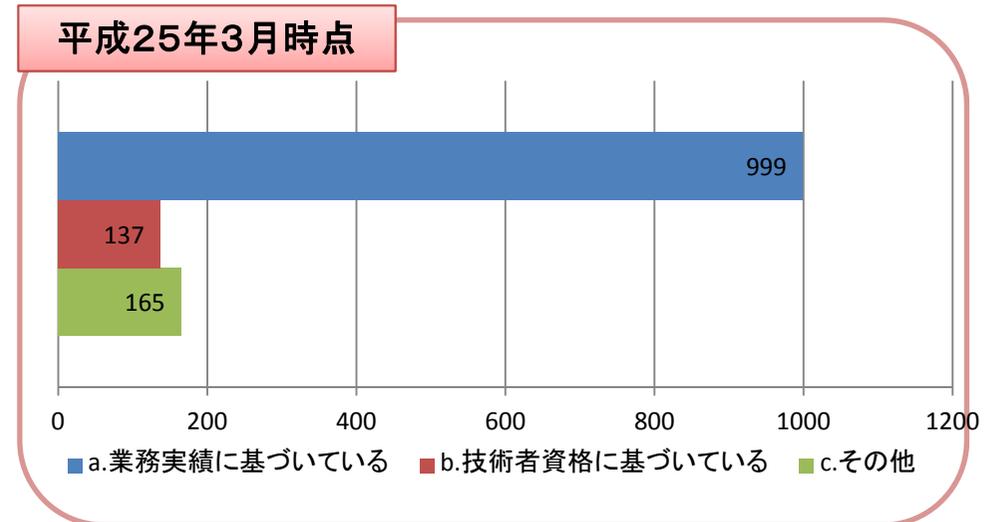
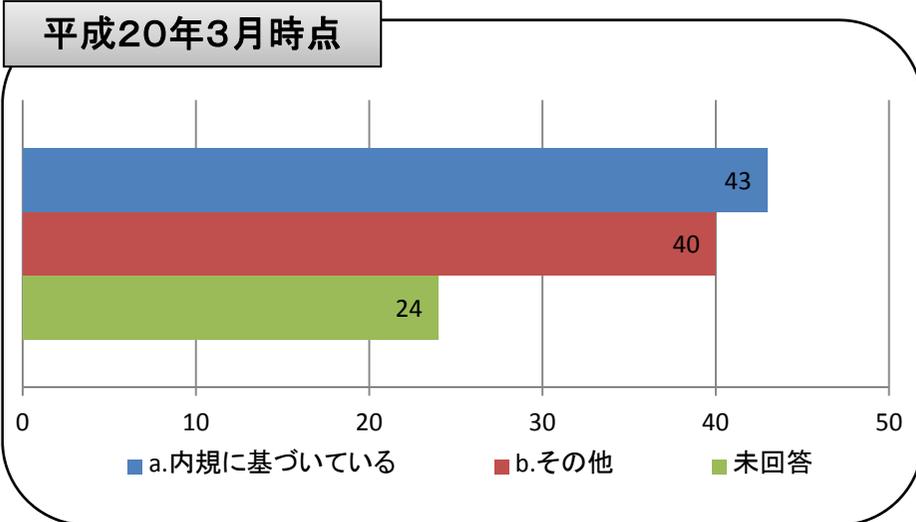


平成24年3月時点



- ・建設コンサルタント登録の有無によらない業者選定は、大半が業務実績に基づいた業者選定であることがわかった。

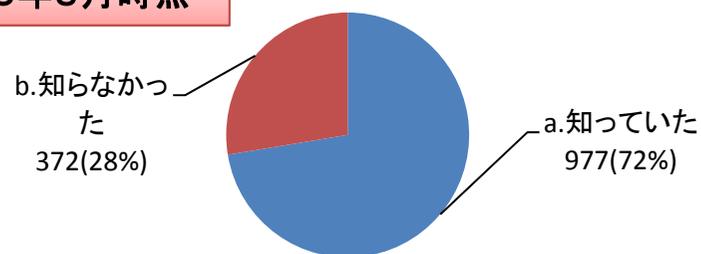
問6: 建設コンサルタント登録の有無によらない業者選定は、どのように行われていますか？



- ・地質業者登録制度の認知度は約7割であり、活用理由としては、競争参加資格審査時の審査基準や、指名業者選定時における業者選定を行うためといったものが大半であった。
- ・また、登録制度での業者情報としては、業者概要、受注実績、技術者数の順に評価され活用されており、大半の地方公共団体が地質調査業登録制度は必要だと認識している。

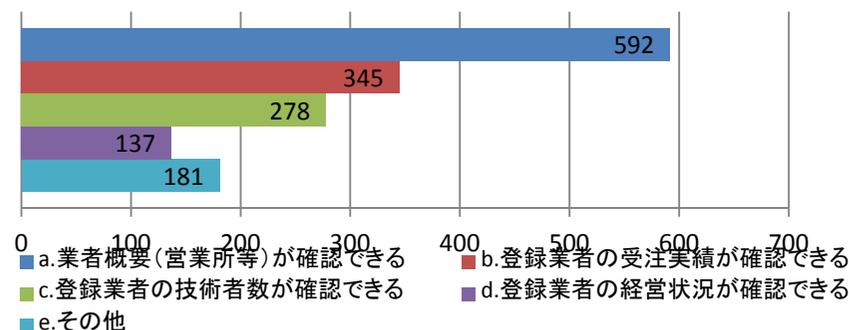
問1：地質調査業者登録制度をご存じでしたか？

平成25年3月時点



問3：どのような点を評価して地質調査業者登録制度を活用していますか？（複数回答可）

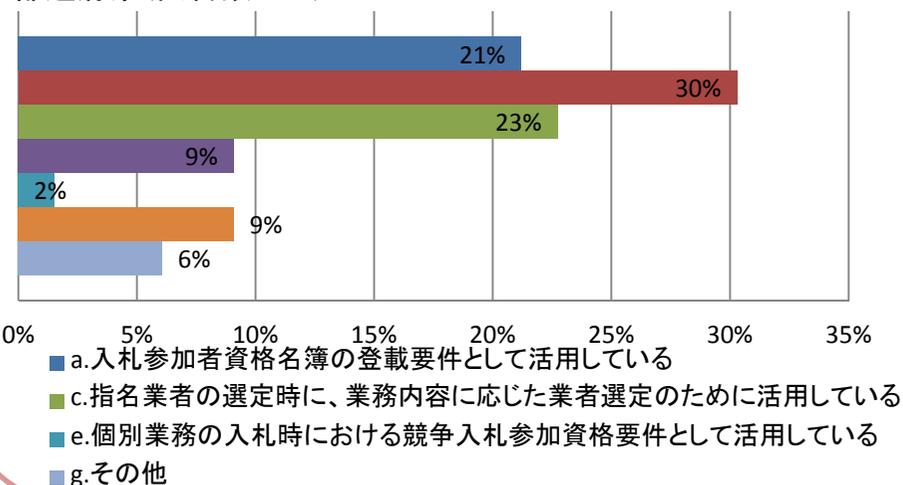
平成25年3月時点



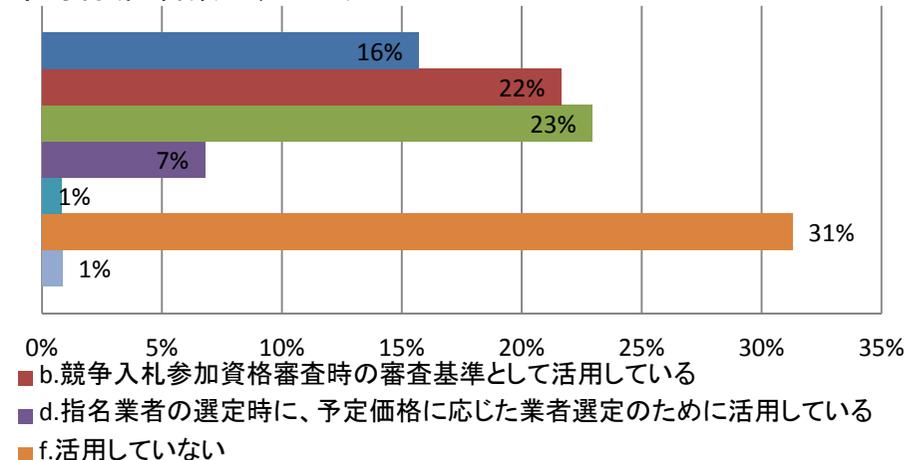
問2：地質調査業者登録制度をどのような場合に活用していますか？（複数回答可）

平成25年3月時点

都道府県(回答数:44)



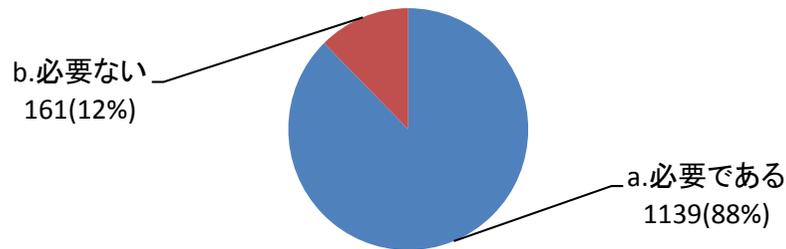
市町村(回答数:1,309)



- ・登録制度が必要無いと答えた団体の理由としては、登録している業者が少ない/いないため業者選定に役立たない、テクリスで確認しているため等といったものであり、過年度の調査と概ね同様の傾向がみられた。
- ・また、地質調査業者登録の有無によらない業者選定は、大半が業務実績に基づいた業者選定であることがわかった。

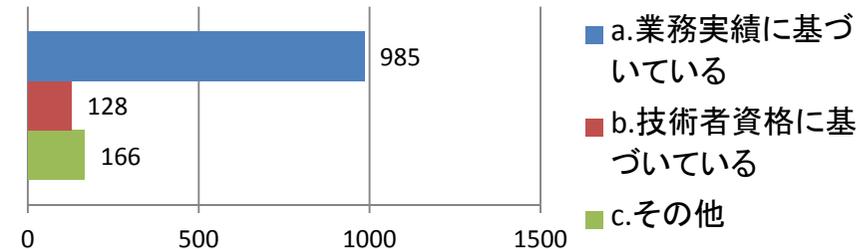
問4:地質調査業者登録制度は今後も必要であると思われますか？

平成25年3月時点



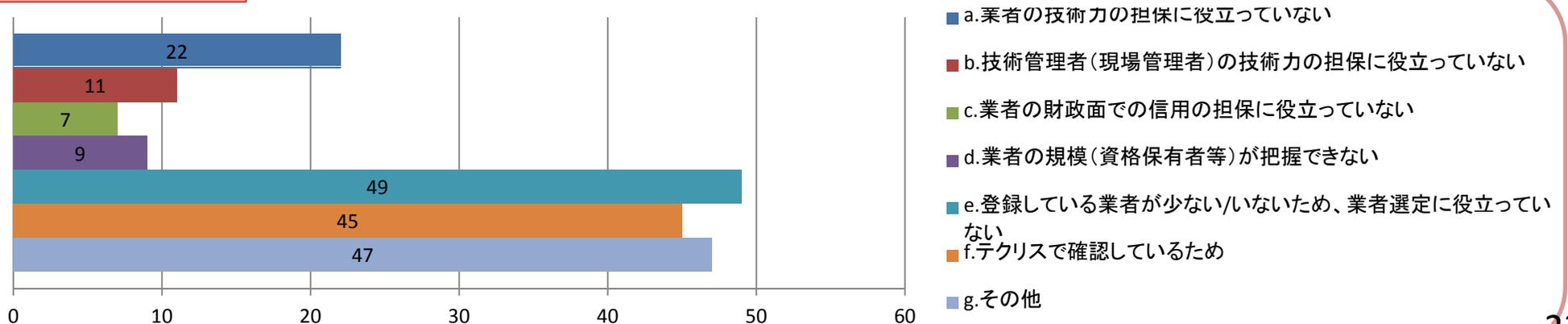
問6:問5地質調査業者登録の有無によらない業者選定は、どのように行われていますか？

平成25年3月時点



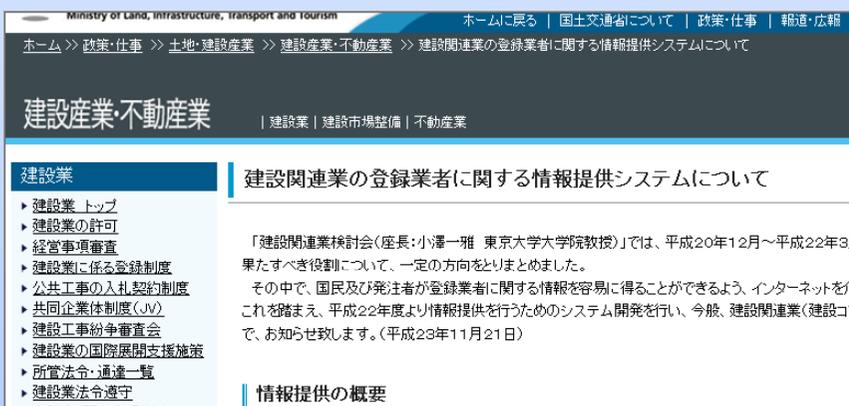
問5:問4で、「必要ない」と答えた人にお聞きします。地質調査業者登録制度を「必要ない」と考える主な理由をお答えください。(複数回答可)

平成25年3月時点



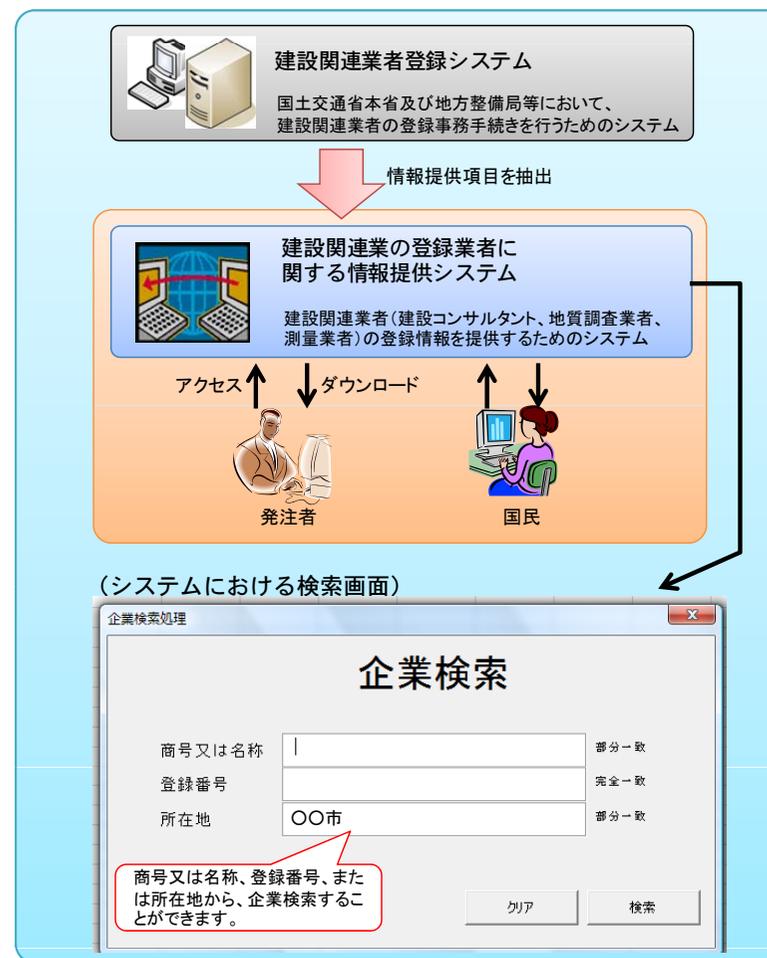
国民・発注者向け情報提供 (インターネットを介した情報提供)

- 国土交通省ホームページにて、
 - ✓ 業者検索簡易プログラム(Excelファイル)を公開し、情報提供している。(平成23年11月より)
- ※個人情報保護等の観点から、
- ✓ 役員氏名
 - ✓ 技術管理者氏名・生年月日
 - ✓ 財務諸表(個人) については非公表。



国土交通省HP:
 <建設関連業の登録業者に関する情報提供システムについて>
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

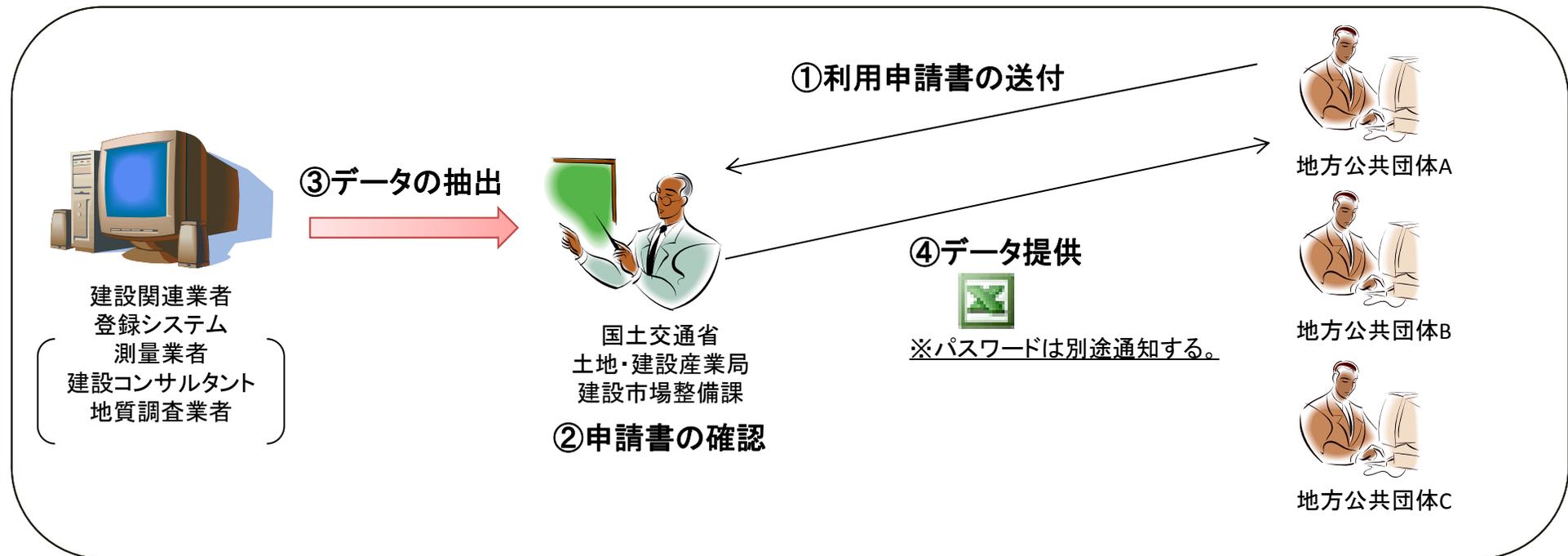
<建設関連業の登録業者に関する 情報提供システムの仕組み>



- 更新頻度
 - ・情報提供システムで提供している情報は、月に1回程度の更新を行っている。

発注者専用情報提供

- ✓ 個人情報(役員氏名、技術管理者氏名等)を含む業者検索簡易プログラム(Excelファイル)を作成し、希望する公共発注者(地方公共団体等)に対してのみ情報提供を行っている。
- ✓ 提供方法: 利用申請に応じて、CD-R等により情報提供(詳細は下図)。



＜建設関連業の登録業者に関する情報提供システムの仕組み＞

▶ 利用頻度

・年に1回程度の利用を想定している。

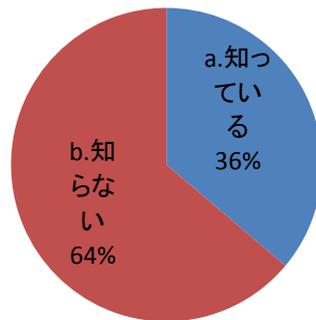
国民・発注者向け情報提供 (インターネットを介した情報提供)

▶ 利用実績

- ・地方公共団体の約4割は、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」を認知している。
- ・評価している点として、「登録情報がインターネットを介して容易に得られる、無償で情報を得られるため」があげられている。(平成25年2月の月間アクセス数は1,800程度)

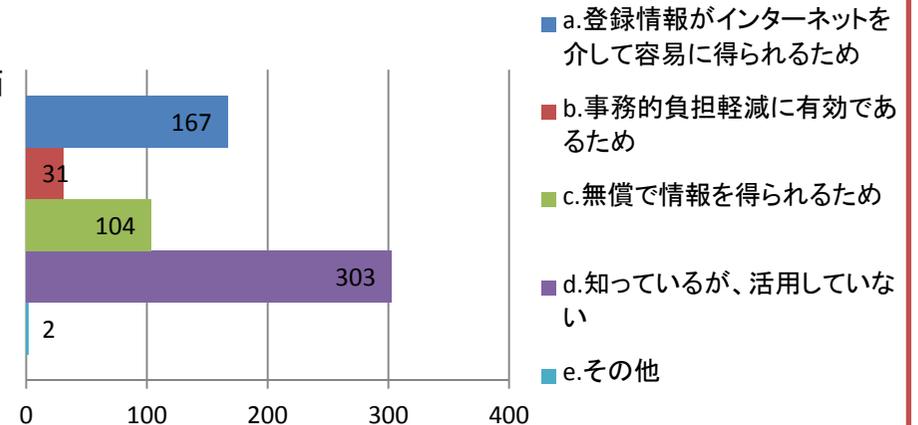
【Q1】<認知度>

・現在、国土交通省のHP上にて、建設関連業の登録業者に関する情報が閲覧できること(建設関連業の登録業者に関する情報提供システム)をご存じでしたか？



【Q2】<利用理由>

・どのような点を評価して、情報提供システムを活用していますか？
(複数回答可)



出典: 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課調べ

「建設コンサルタント業務についての入札契約制度・実績及び建設コンサルタント登録制度の活用状況等に関する調査」(平成25年3月)

(調査対象数: 1,793自治体、回収率: 75%)

発注者専用情報提供

▶ 利用実績

- ・利用地方公共団体数: 51 (平成23年12月～平成25年3月末まで)
- ・利用者数: 80名

内 容

- 技術の高度化、独自技術の開発等を通じて、提供サービスの差別化や新規分野の開拓
- 自らの技術力や得意分野を活かし、民間等におけるニーズに即した具体的な提案力の育成

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 測量業を取り巻く環境の変化や取り組むべき課題と方向性等をとりまとめた「測量設計業の課題と展望」を作成し、ホームページで公開(全測連)
- CM方式の業務内容、役割分担及び業務費用の積算について検討し、『CM方式活用の手引き(案)』として整理(建コン協)
- 国際市場展開のために『海外における建設コンサルタントの実態調査』を実施するとともに、海外業務等の紹介を継続的に協会誌で掲載(建コン協)

平成23年度

- 液状化対策への対応に向けた新事業を展開(全地連)
- 需要創出に積極的に取り組む会員を支援する「新マーケット創出・提案型事業」を実施(全地連) 等

平成24年度

- CIM技術検討会への参加(全測連)
- 『CM方式活用の手引き(案)』を作成、関係自治体に配布、説明(建コン協)
- 継続的に『海外における建設コンサルタントの実態調査』及び海外業務等の紹介を協会誌で掲載(建コン協)
- 新マーケット創出・提案型事業「極超微粒子セメント注入による液状化対策工の開発」をテーマにした活動を展開(全地連)

内 容

- 社会資本の維持管理ニーズの見直し、新規分野進出に資するための情報等の提供
- 多様化するニーズに対応するための登録部門の新設についての検討

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 「測量設計業の課題と展望」を用い、会員企業に対する講習会を開催（全測連）
- PMセミナー、PFIセミナーを開催し、民間事業者としての役割及び建設プロジェクトにおけるCM/PMのあり方について情報提供及びディスカッション（建コン協）
- 『CM方式活用の手引き（案）』を検討、作成（建コン協）
- マネジメント部門等の新設や現行部門の統廃合に関する検討（建コン協）
- ジオパーク活動を通じた、地域づくりプロジェクトのモデル化事業（全地連）
- 「新マーケット創出・提案型事業」の成果の公開（全地連） 等

平成23年度

平成24年度

- G空間EXPO2012の開催を通じて、地理空間情報の有効性及び新たな産業の創出、官民の種々のサービスの高度化について提案（全測連）
- 事業推進PPPなどの実施例をもとにCM/PM、CMrについて情報提供及びディスカッション（建コン協）
- 『CM方式活用の手引き（案）』を作成、関係自治体に配布、説明（建コン協）
- 地盤情報の有効活用を目的とした総務省・国土交通省との共同事業を実施（全地連）
- CIMの対応を前提とした“地質情報管理士”資格者の有効活用についてPR活動を実施（全地連）

内 容

- 積極的な海外展開への取り組み
- ニーズの把握やプロジェクトの提案などの、高度な技術や独自の技術を踏まえた営業努力

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 日本の得意分野である防災技術による海外進出の検討(全測連)
- GPS測量、電子基準点測量等術を活用したビジネス展開や人材派遣の検討(全測連)
- 新興国における民間資金による開発案件の受注拡大(建コン協)
- FIDIC標準委託契約約款の分析(建コン協)
- 国際市場展開のために『海外における建設コンサルタントの実態調査』を実施するとともに、海外業務等の紹介を継続的に協会誌で掲載(建コン協)
- 「地質リスクマネジメント入門」の発行(全地連)
- JICAとの意見交換会の実施(全地連)
- ODAプロジェクトにおけるコスト縮減に関する提案(全地連)等

平成23年度

平成24年度

- 継続的に『海外における建設コンサルタントの実態調査』の実施及び海外業務等の紹介を協会誌で掲載(建コン協)
- 大学における日本在住の留学生に対する業務及び会社紹介の開催(建コン協)
- 地質調査業界の海外進出への可能性と課題についてとりまとめた資料を作成し協会内情報として共有(全地連)

内容

- 国、業団体、企業が連携した情報収集と講習会・研修会の開催等を通じた情報提供
- 相談窓口の設置等を通じた海外展開支援
- 国内公共事業におけるPPP、CM等新しい事業手法の推進

取組方針

- 海外展開のための情報収集、企業ヒアリング等
- 海外展開のための必要手続きマニュアル(仮)の作成

取組結果

平成22年度

平成23年度

平成24年度

- 海外展開のための情報収集や案件形成支援を実施
- 各分野における海外官民協議会を複数回開催
- ベトナム、インド、ミャンマー等を始めとした各国へのトップセールス
- 海外建設ホットライン等による事業段階の本邦企業支援

今後の方針

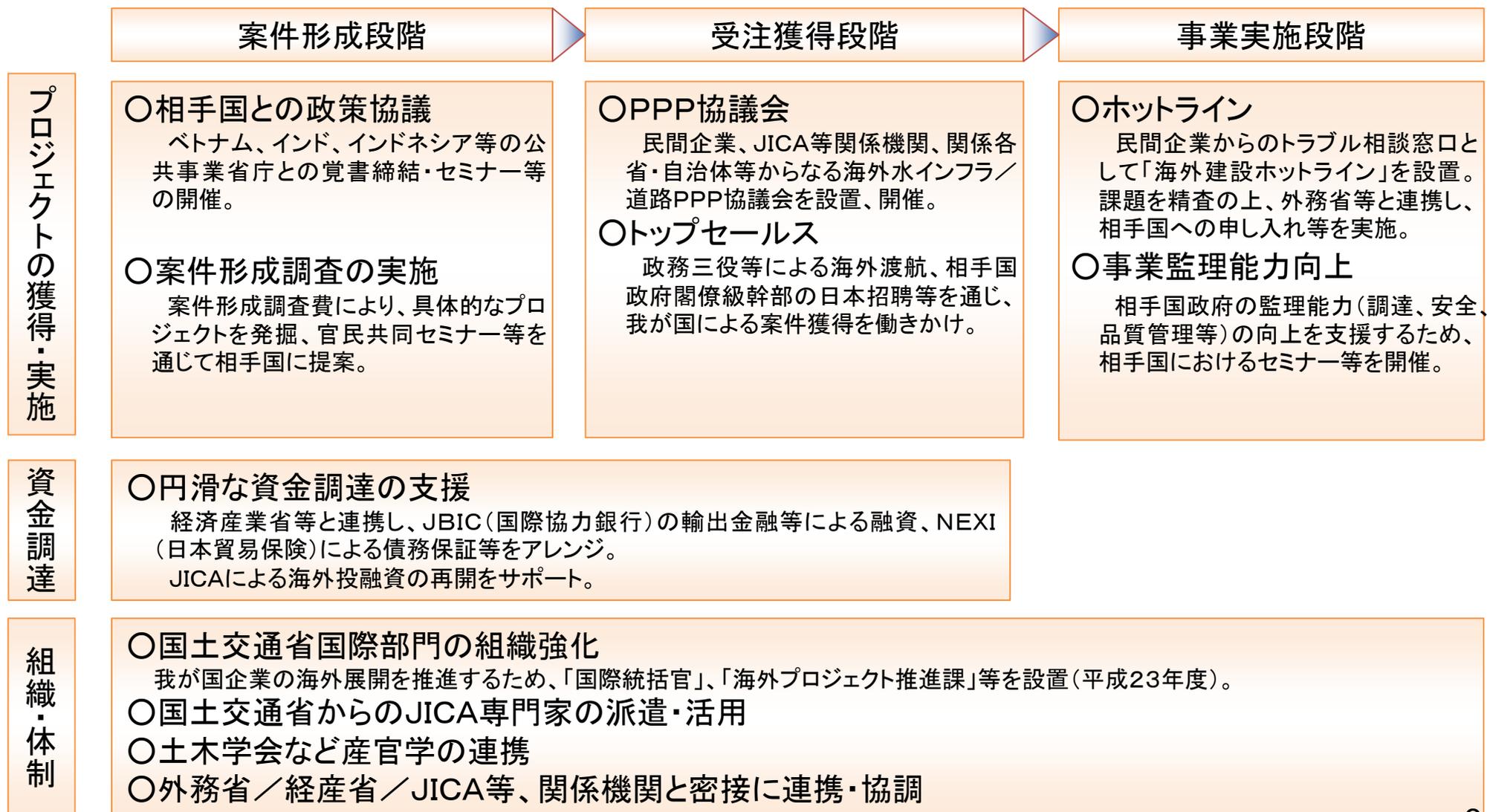
- 引き続き、海外におけるインフラプロジェクトの積極的な推進に向け、プロジェクトの初期段階から、プロジェクトの実施段階まで、各段階に応じた様々な支援策を総合的・戦略的に実施していく。(総合政策局国際政策課・海外プロジェクト推進課)

業団体等の取組結果

平成24年度

- 継続的に『海外における建設コンサルタントの実態調査』の実施及び海外業務等の紹介を協会誌に掲載(建コン協)
- ベトナム(ホーチミン市)で開催された国際GIS会議に情報化委員会委員が参加し情報収集を実施(全地連) 等

海外におけるインフラプロジェクトの積極的な推進に向け、プロジェクトの初期段階から、プロジェクトの実施段階まで、各段階に応じた様々な支援策を総合的・戦略的に実施。



官民連携による海外プロジェクトを「ジャパン・パッケージ」として推進するため、官民が広く参加し、海外PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）案件等について、情報共有・意見交換を行なう協議会を設置するとともに、トップセールスやセミナーを実施。

<<取り組み事例>>

○海外道路PPP協議会

金融、商社、ゼネコン、高速道路会社等の民間企業及びJICA、JETRO、関係機関等、官民が広く参加し、海外道路PPPプロジェクトを推進。具体的な案件の推進に向け、国別WGで議論。

事務局：国土交通省海外プロジェクト推進課
道路局企画課

参加企業数：62

平成22年5月19日

第1回協議会開催

平成23年2月14日

第2回協議会開催

平成24年2月16日

第3回協議会開催

平成25年2月26日

第4回協議会開催



○海外水インフラPPP協議会

水確保から上下水道事業までの水管理をパッケージとして捉え、国土交通省、厚生労働省、経済産業省など6省、関係機関、民間企業等とともに官民連携による海外展開を積極的に推進。

事務局：国土交通省海外プロジェクト推進課
厚生労働省水道課、経済産業省水ビジネス・
国際インフラシステム推進室

参加企業数：167、参加地方自治体：12

平成22年7月6日

第1回協議会開催

平成23年2月14日

第2回協議会開催

平成24年2月16日

第3回協議会開催

平成25年2月1日

第4回協議会開催



○海外港湾物流プロジェクト協議会

今後も大きな需要が見込まれる海外港湾物流プロジェクトにおいて、官民連携による海外展開に向けた取組みを積極的に行うための場として平成22年11月に設置。また、国別WGの設置、官民共同セミナーの開催等、海外プロジェクトの獲得に向けた取組を推進。

事務局：国土交通省港湾局産業港湾課

参加企業数：77

平成22年11月5日

第1回協議会開催

平成23年6月14日

第2回協議会開催

平成24年7月25日

第3回協議会開催



○海外エコシティプロジェクト協議会

アジア等の新興国において高まる環境共生型都市開発へのニーズに一元的に応えるため、幅広い業界にわたる国内企業が“ジャパンチーム”を形成し、構想・企画の川上段階から官民一体となって環境共生型都市開発事業の推進に貢献。

参加企業数：55

平成23年10月27日

第1回協議会開催

平成24年10月31日

第2回協議会開催



○海外鉄道推進協議会

我が国鉄道システムの海外への普及促進を図っていくための民間の母体として鉄道事業者、メーカー、商社等の鉄道関係者が幅広く参加して平成22年4月に発足。国土交通省等の関係省庁・関係機関と協議会の共催により高速鉄道セミナーを開催する等、官民の連携体制を強化。

参加企業数：51

平成22年1月21日

ワシントン高速鉄道セミナーの開催

平成22年6月28日

シカゴ高速鉄道セミナーの開催

平成23年1月14日

カフォルニア高速鉄道セミナーの開催

平成24年1月13日

インド高速鉄道セミナー（デリー）の開催

平成25年2月11日

インド高速鉄道セミナー（アムダバド）の開催



○航空インフラ国際展開協議会

海外における航空インフラプロジェクトは今後も大きな需要が見込まれているなか、国土交通省、外務省、財務省など3省、関係機関、民間企業とともに官民連携による海外展開を積極的に推進。

事務局：国土交通省航空局航空戦略課国際企画室

参加企業数：64

平成25年4月25日

第1回協議会開催



政治のリーダーシップにより、相手国政府等のキーマンに直接的に働きかけ

ベトナム交通運輸省副大臣の招聘

平成24年3月、ベトナム交通運輸省ドン副大臣を招聘し、高速道路視察等を実施。国土交通省への表敬訪問時には、津島国土交通大臣政務官からトップセールスを実施。

＜概要＞

- ・招聘期間：平成24年3月26日（月）～30日（金）
- ・主な行程：首都高速道路、新東名高速道路等の視察
国土交通省への表敬訪問 ほか



新東名高速道路の視察

インド道路交通閣外大臣の来日

平成24年7月、インド道路交通省プラサダ閣外大臣が来日。日本の道路の視察していただくとともに、奥田副大臣よりトップセールスを実施。

＜概要＞

- ・来日期間：平成24年7月12日（木）～15日（日）
- ・主な行程：ITSに関する意見交換・走行体験
東京外環（西大和団地）視察 ほか

立体道路制度を活用して整備された東京外環自動車道と西大和団地を視察
(左下写真：真ん中がプラサダ閣外大臣、右上写真は外環道と西大和団地)

平成25年2月24日から3月2日にかけて、ミャンマー国チョウ・ルイン建設大臣を招聘。道路PPP協議会への参加・意見交換、太田国土交通大臣と道路分野に係る協力覚書の締結、関連施設の現地視察などを実施。

海外道路PPP協議会への参加

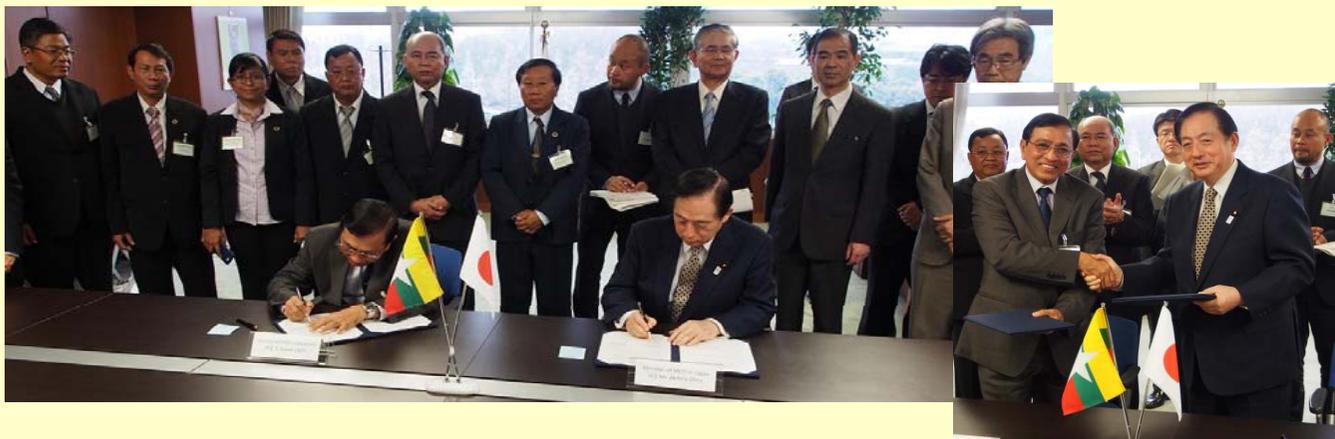


現地視察



瀬戸大橋

道路分野の覚書締結



川崎道路管制センター

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査の概要

- 平成24年度も、都道府県、政令指定都市を対象に、「建設コンサルタント業務についての入札契約制度・実績に関する調査」を行った。
- 平成22年度の調査と比較を行い、地方公共団体の入札契約制度・実績の実態を把握する。

【平成24年度調査の概要】

- 実施時期:平成25年3月
 - 調査対象:都道府県、政令指定都市の入札契約担当部局等
 - 調査内容:建設コンサルタント業務における入札方式の制度・実績等について
- ※制度に関しては、平成24年1月1日現在、実績に関しては、平成24年度のもの。

【集計数】

調査対象	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	44	94%
政令指定都市	20	20	100%

【平成22年度調査の概要】

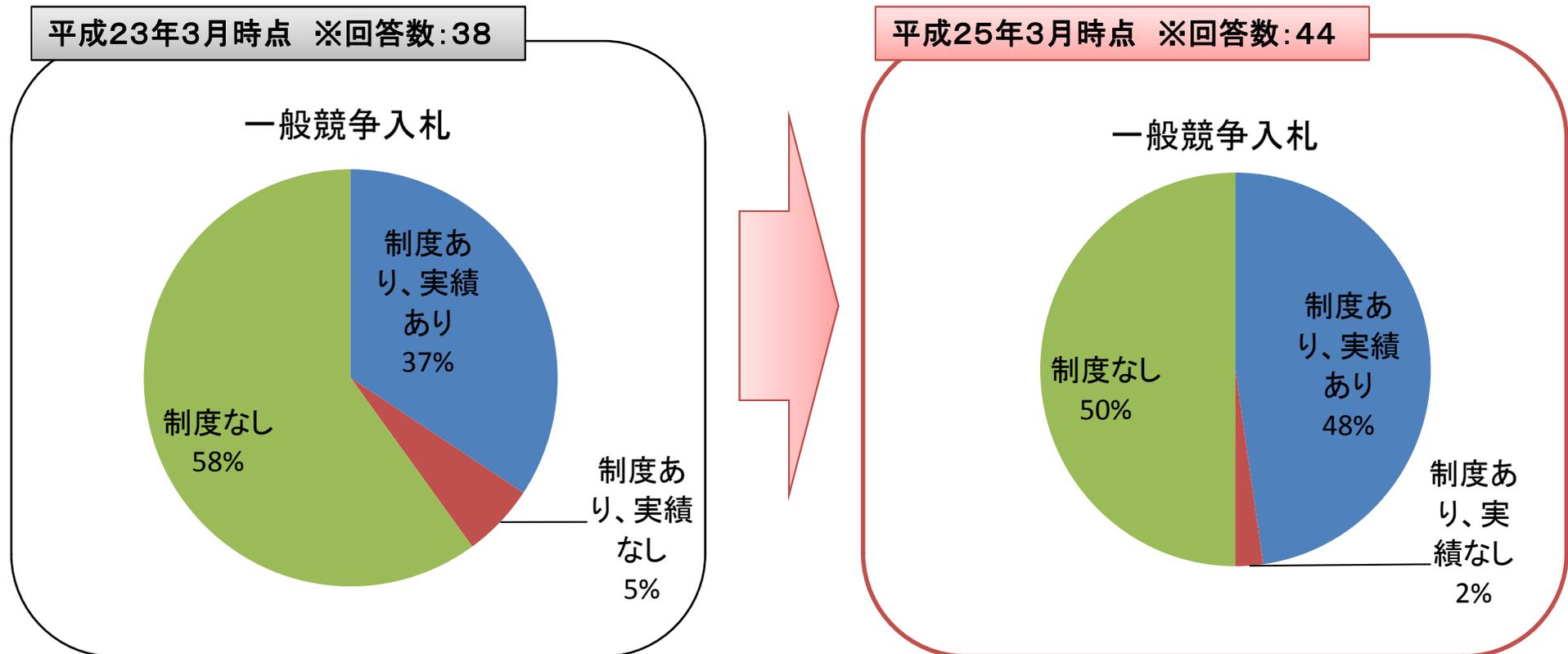
- 実施時期:平成23年2月
 - 調査対象:都道府県、政令指定都市の入札契約担当部局等
 - 調査内容:建設コンサルタント業務における入札方式の制度・実績等について
- ※制度に関しては、平成23年1月1日現在、実績に関しては、平成21年度のもの。

【集計数】

調査対象	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	38	81%
政令指定都市	19	14	74%

1. 都道府県における入札契約制度の状況(1/3)

① 一般競争入札の導入状況

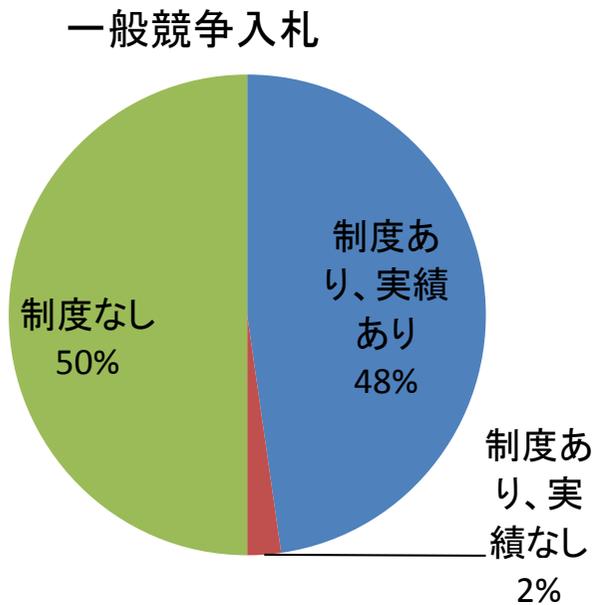


※実績のあり、なしは当年度の実績について

1. 都道府県における入札契約制度の状況(1/3)

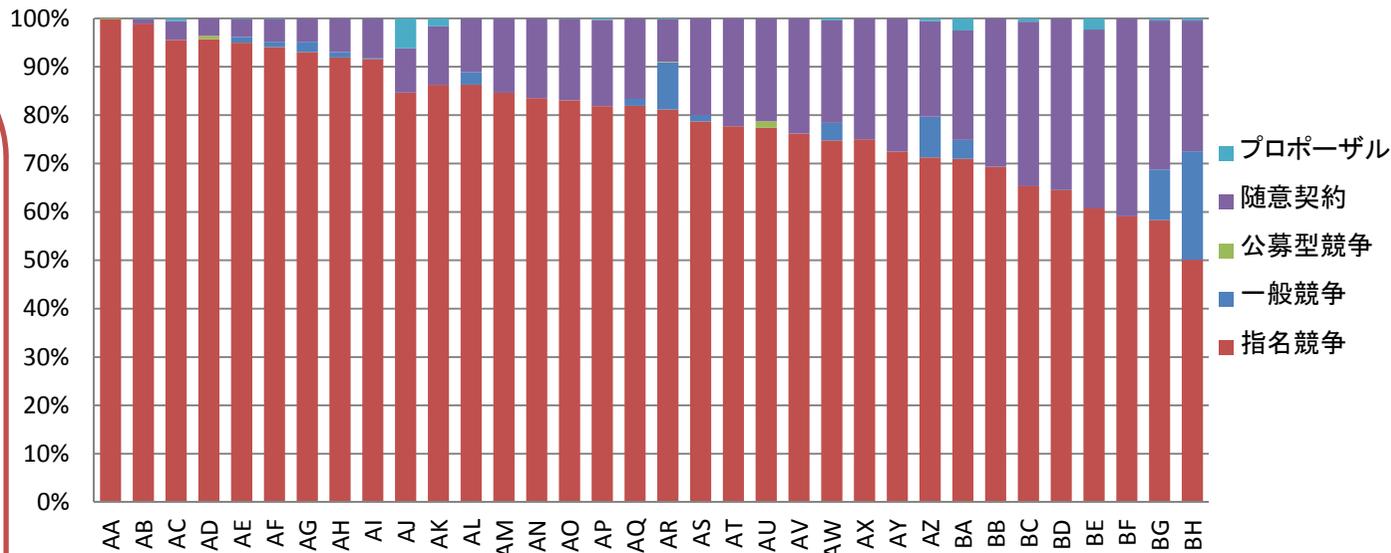
①一般競争入札等の導入状況

平成25年3月時点 ※回答数:44

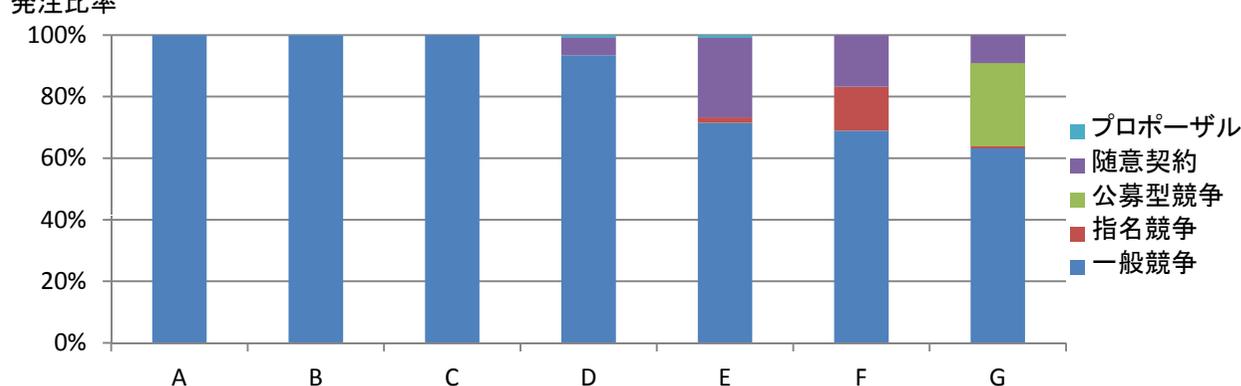


※実績のあり、なしは当年度の実績について

発注比率 指名競争メインの都道府県における発注形式ごとの発注比率



発注比率 一般競争メインの都道府県における発注形式ごとの発注比率

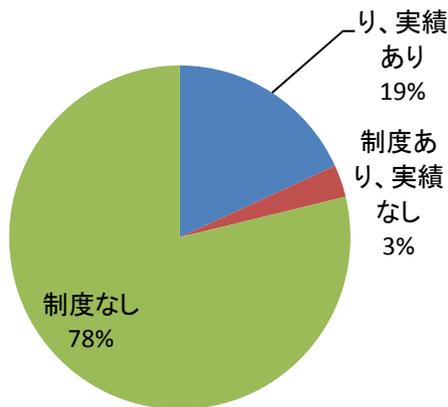


建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査結果(都道府県)

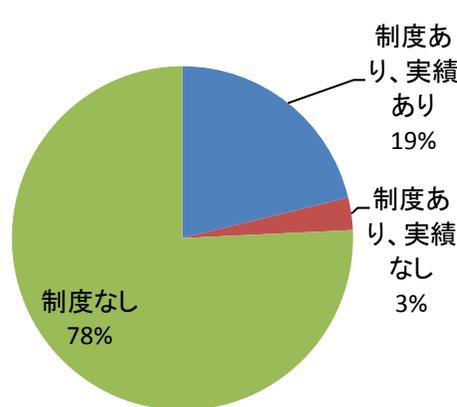
1. 都道府県における入札契約制度の状況(2/3) ②一般競争入札における各種制度の採用状況

平成23年3月時点 ※回答数:38

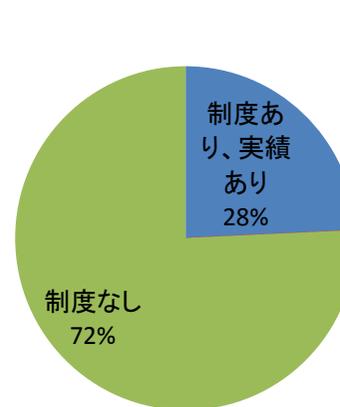
総合評価方式の採否



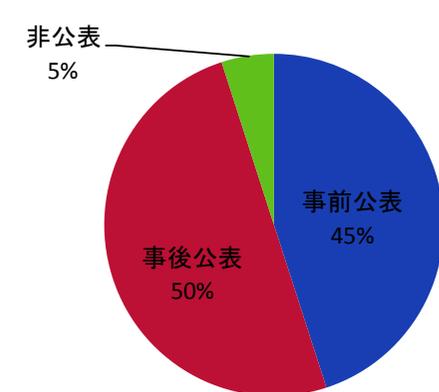
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否

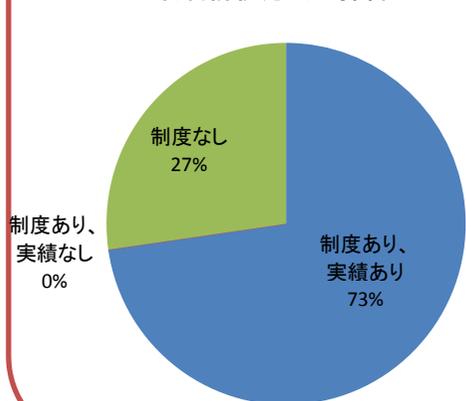


予定価格の公表

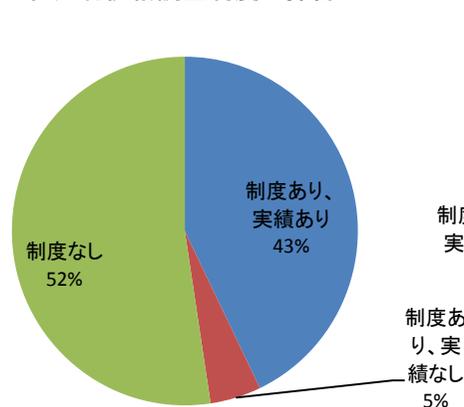


平成25年3月時点 ※回答数:44

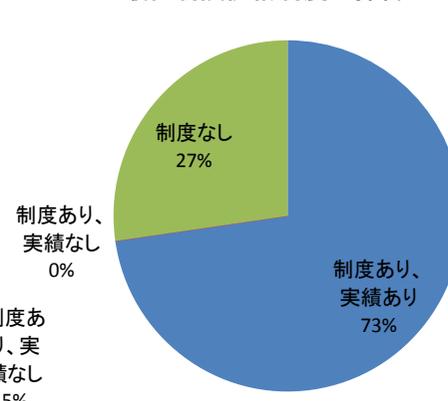
総合評価方式の採否



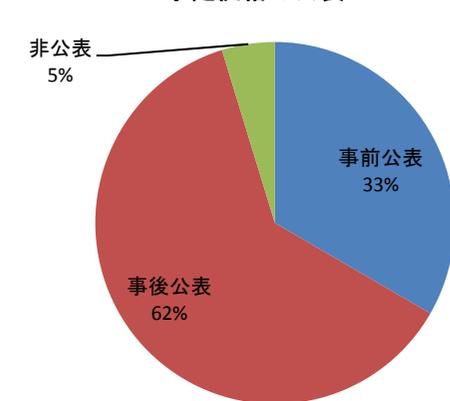
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



予定価格の公表

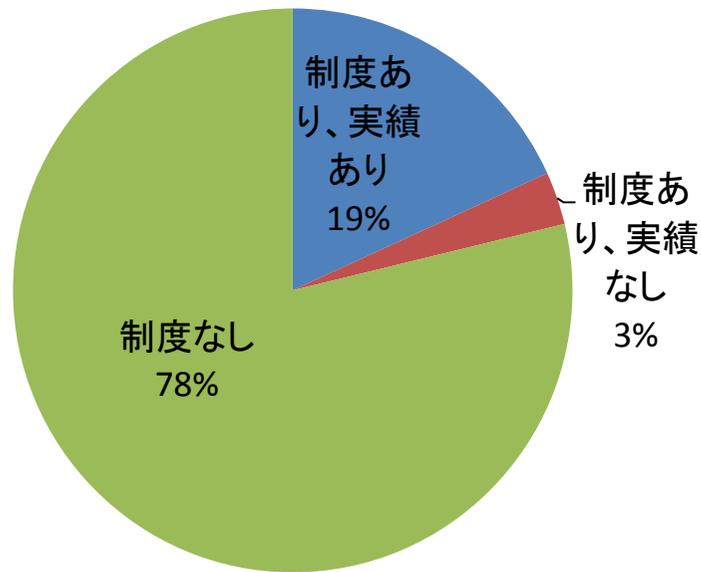


※実績のあり、なしは当年度の実績について

1. 都道府県における入札契約制度の状況(2/3) ②一般競争入札における各種制度の採用状況

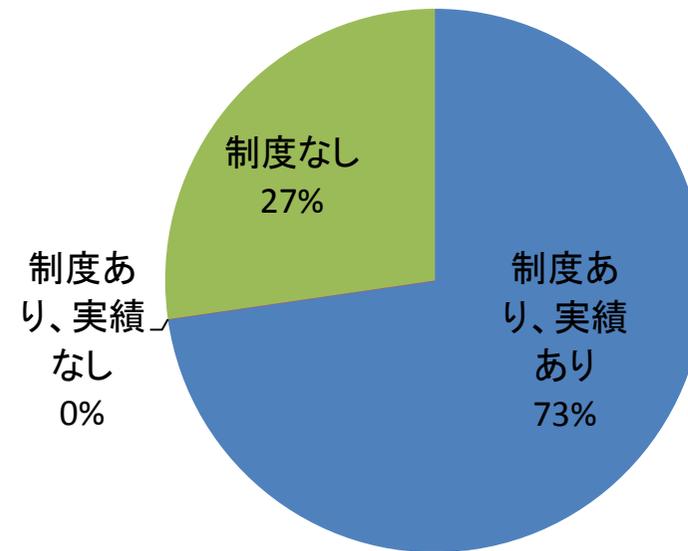
平成23年3月時点 ※回答数:38

総合評価方式の採否



平成25年3月時点 ※回答数:44

総合評価方式の採否



- 全国のべ実績
- 637 / 3,935 (件)
- 各都道府県ごとの総合評価方式の採用割合は0%~100%まで幅がある

※実績のあり、なしは当年度の実績について

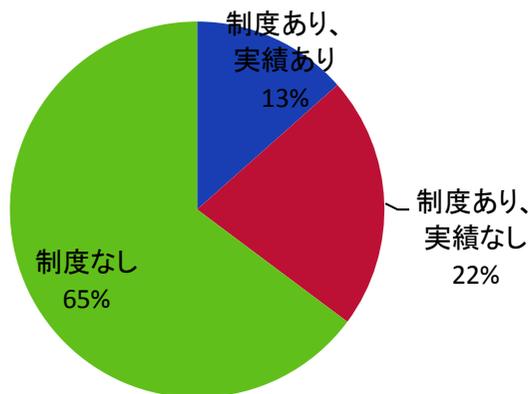
- なお、指名競争入札方式で総合評価方式実績ありは5県
各都道府県ごとの総合評価方式の採用割合は0.1%~25%³⁹

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査結果(都道府県)

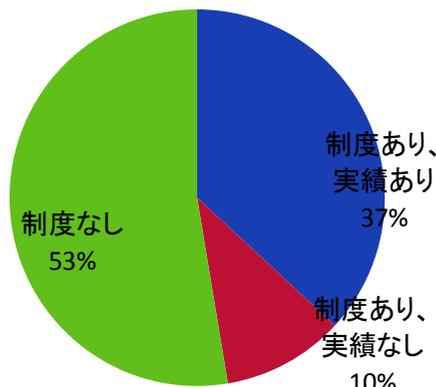
1. 都道府県における入札契約制度の状況(3/3) ③プロポーザル方式の導入状況

平成23年3月時点 ※回答数:38

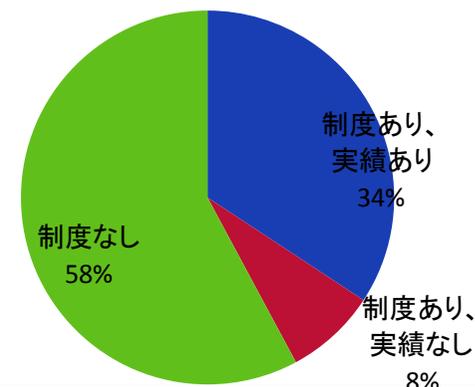
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

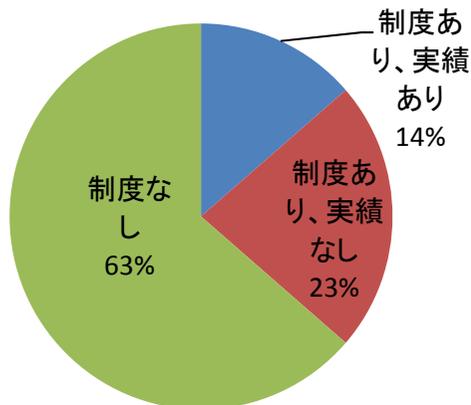


標準プロポーザル

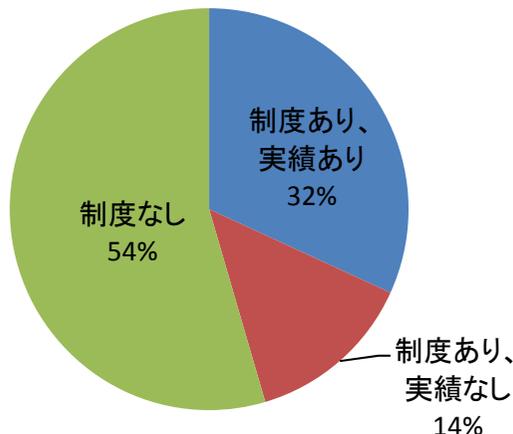


平成25年3月時点 ※回答数:44

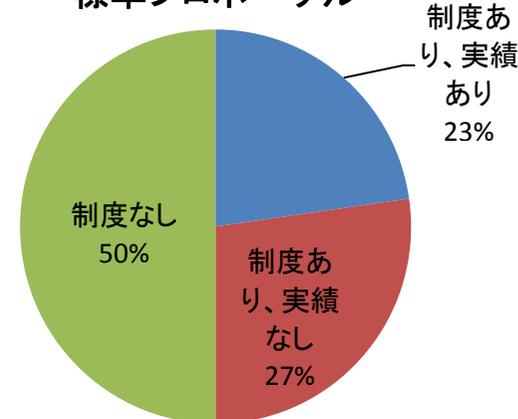
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル

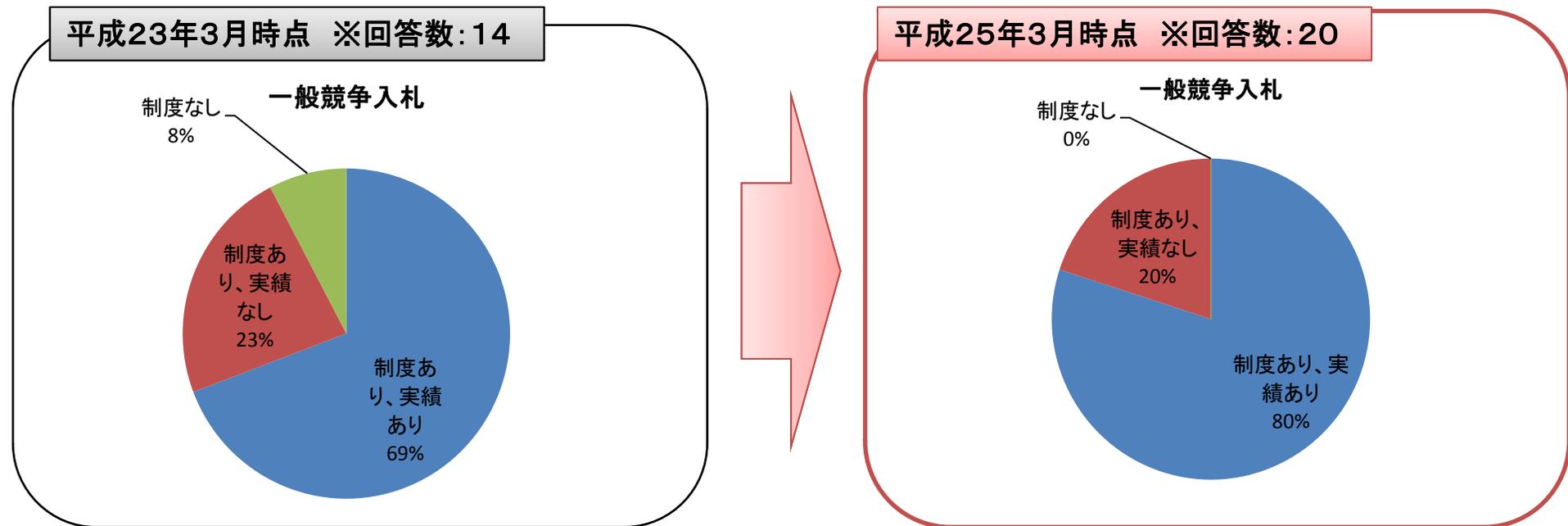


※実績のあり、なしは当年度の実績について

3方式いずれも導入していないのは13団体

2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(1/3)

① 一般競争入札の導入状況



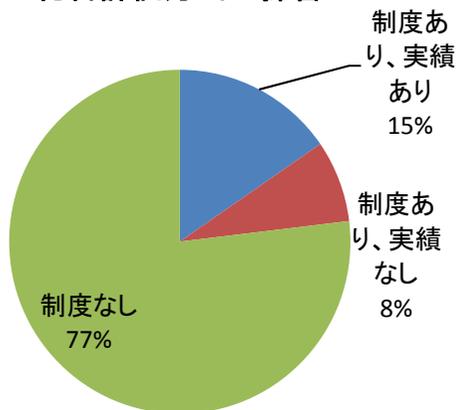
※実績のあり、なしは当年度の実績について

建設コンサルタント業務についての入札契約制度に関する調査結果(政令指定都市)

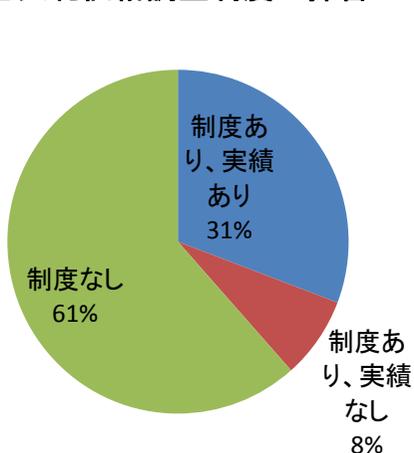
2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(2/3) ②一般競争入札における各種制度の採用状況

平成23年3月時点 ※回答数: 14

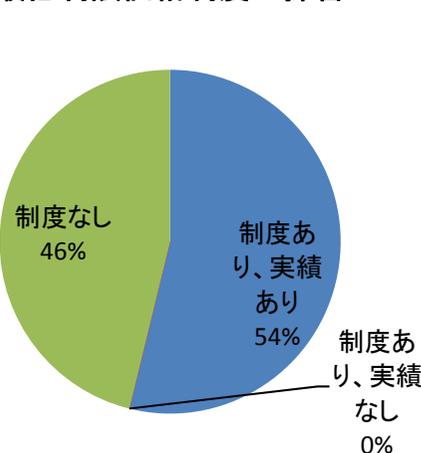
総合評価方式の採否



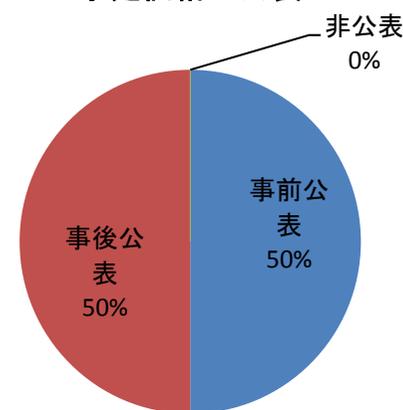
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否

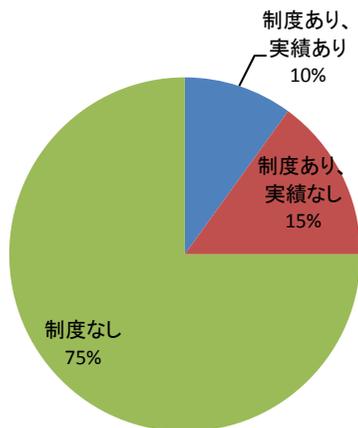


予定価格の公表

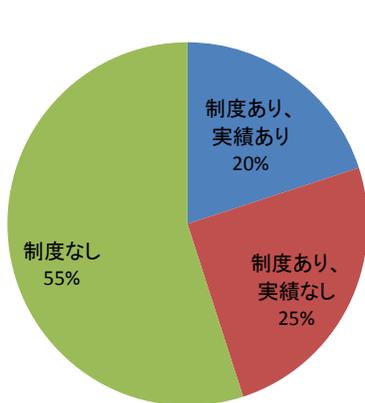


平成25年3月時点 ※回答数: 20

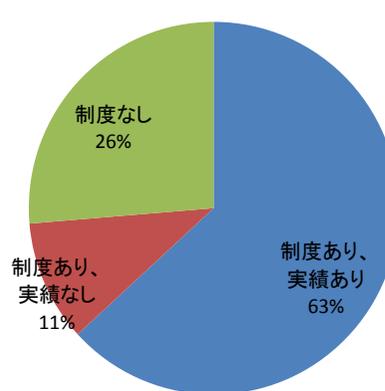
総合評価方式の採否



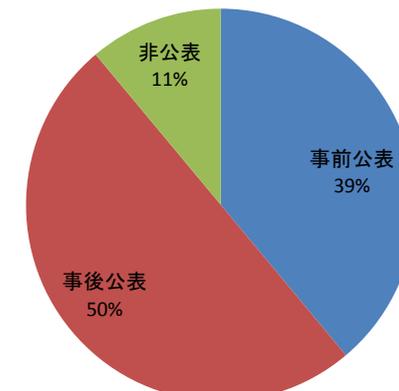
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



予定価格の公表

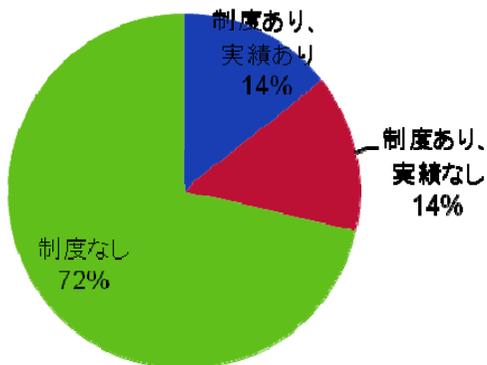


※実績のあり、なしは当年度の実績について

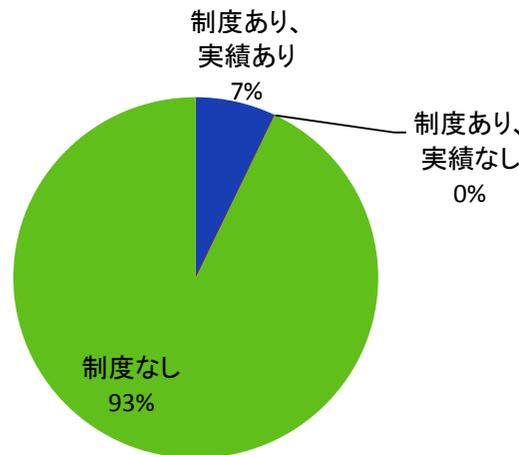
2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(3/3)③プロポーザル方式の導入状況

平成23年3月時点 ※回答数:14

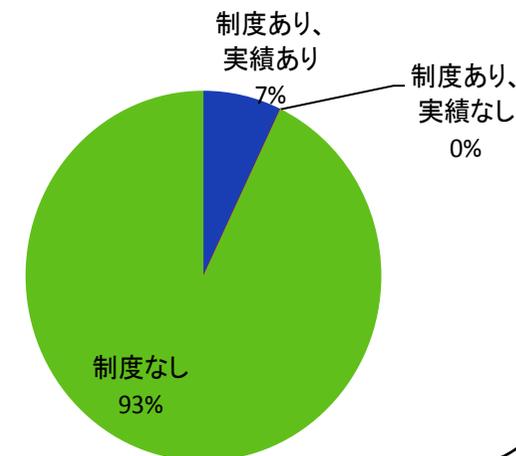
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

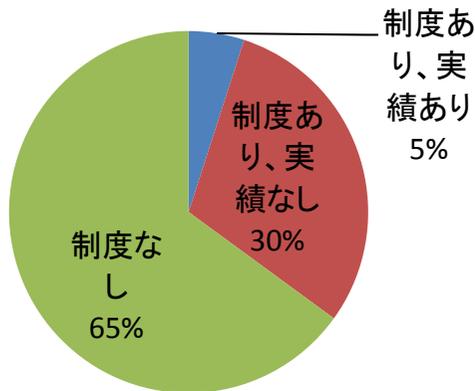


標準プロポーザル

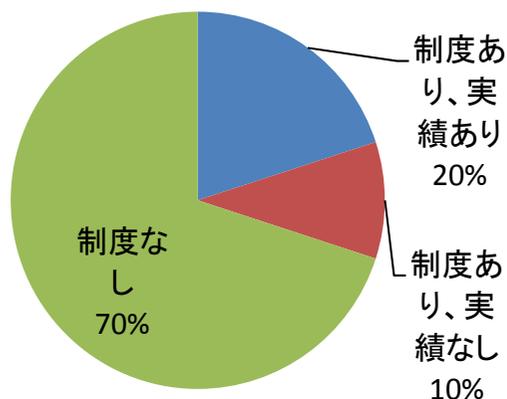


平成25年3月時点 ※回答数:20

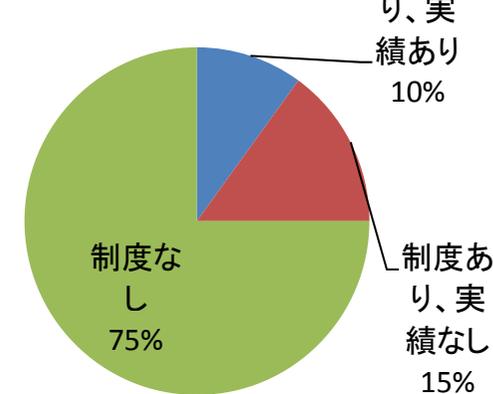
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



※実績のあり、なしは当年度の実績について

3方式いずれも導入していないのは9団体

業の健全な発展のための対応

技術力の確保・向上

経営力の向上

コンプライアンスの強化(法令遵守を含めた社会的要請への適応)

内 容

- 若手技術者の技能向上や技術者資格の取得に資する取組み
- 業界の積極的なPRによる社会的認知度向上

業団体等の
取組結果

平成22年度

- 設計CPDを修正(全測連)
- 県協会毎に講師の派遣やセミナー・技術発表会等を開催、測量CPDや民間技術者資格取得や社内研修、OJT等を実施、測量の日関連事業として各種企画を実施(全測連)
- CPD制度の整備・改善、人材啓発セミナーの開催、RCCM更新にCPD取得を義務づけ、小中学生向けホームページの更新、作文コンテストの実施(建コン協)

平成23年度

- 産学官連携による講習会の開催、現場技術の伝承プロジェクトの実施、ジオ・スクリーニングネットの運用によるCPD制度への対応(全地連)

平成24年度

- 地理空間情報の利活用を目的とした「地理情報標準認定資格」を創設(全測連)
- CPDの手引き、実施要領、Q&Aなどの補足・改訂(建コン協)
- 小中学生向けのHP「もしもランド」の更新、社会資本体験レポートコンテストの実施(建コン協)
- フォトコンテスト、学生を対象とした社会資本整備に関わる論文コンテストの実施(建コン協)
- 関係機関との連携による講習会(道路防災技術講習会/地すべり技術講習会/斜面防災技術講習会等)等の開催(全地連)
- 関係機関との連携による講習会(道路防災技術講習会2012)の開催(全地連)
- 協会の資料のアーカイブ化を促進するためのWebサイト「全地連e-Learningセンター」を構築し一般公開(全地連)

業団体等の取組結果

- 建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み
(国土交通省、全測連、建コン協、全地連)

・平成24年3月より、国土交通省HPにおいて、建設関連業における社会的認知度の向上及び人材確保に寄与することを目的として、就労前の学生や一般の方を対象に、建設関連業の果たす社会的役割及び業務内容等についての紹介をしている。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. The navigation menu includes 'Home', 'Policy/Work', 'Land/Construction Industry', 'Construction Industry/Real Estate Industry', and 'Measures for Improving Social Recognition of the Construction Industry'. The main content area is titled 'Construction Industry' and contains a list of links such as 'Construction Top', 'Construction License', 'Business Registration', etc. A specific page is highlighted, titled 'Measures for Improving Social Recognition of the Construction Industry', which discusses the importance of social recognition and lists two key points for improvement.



建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み

建設関連業の概要等については、以下の通り、紹介しています。
ぜひご参照ください。
※データ容量が大きいため、対象を右クリックし、デスクトップ等に保存の上、閲覧することをお奨めします。

内容	作成者	容量
建設関連業の概要	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課	4MB
社会資本の写真集(参考)	〃	2MB
測量業の業務概要	(社)全国測量設計業協会連合会	5MB
建設コンサルタントの業務概要	(社)建設コンサルタント協会	5MB
地質調査業の業務概要	(社)全国地質調査業協会連合会	7MB

(最終更新日:平成24年3月16日)

➤ 関連業概要資料の提供状況

➤ 国土交通省HP:建設関連業の社会的認知度向上のための取り組み

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000062.html

今後の方針

・平成24年度から開始した、建設関連業の業務概要等の説明会を引き続き教育機関等で開催するとともに、人材確保について検討するためのアンケートを実施する。

取組結果

- 設計業務等における履行期限の平準化に関する取組み
- ✓ 国土交通省の直轄業務において、履行期限の平準化を考慮した計画的な業務発注を行い、設計業務等の品質確保を図るため、事務所等に対し、通知を行った。(平成23年2月)

＜対象業務＞

- ✓ 平成24年度中に履行期限を設定する全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務等 ※発注者支援業務、環境調査など1年間を通じて実施する業務は対象外

＜履行期限の平準化における目標＞

- ✓ 履行期限の設定については、業務の比率(対象となる業務件数に対する当該期間に履行期限となる業務件数(変更契約を行うものを含む)の割合)が、以下の数値となることを目標とすること。

4月～12月	25%以上(4月～12月の合計)
1月～2月	25%以上(1月～2月の合計)
3月	50%以下

＜履行期限の設定状況＞

土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の3業種全体(全国)

	4～12月	1～2月	3月
H22年度業務(変更後)	9.2%	16.0%	74.7%
H23年度業務(変更後)	14.3%	21.7%	63.9%
H24年度業務(変更後)	15.4%	20.2%	64.4%

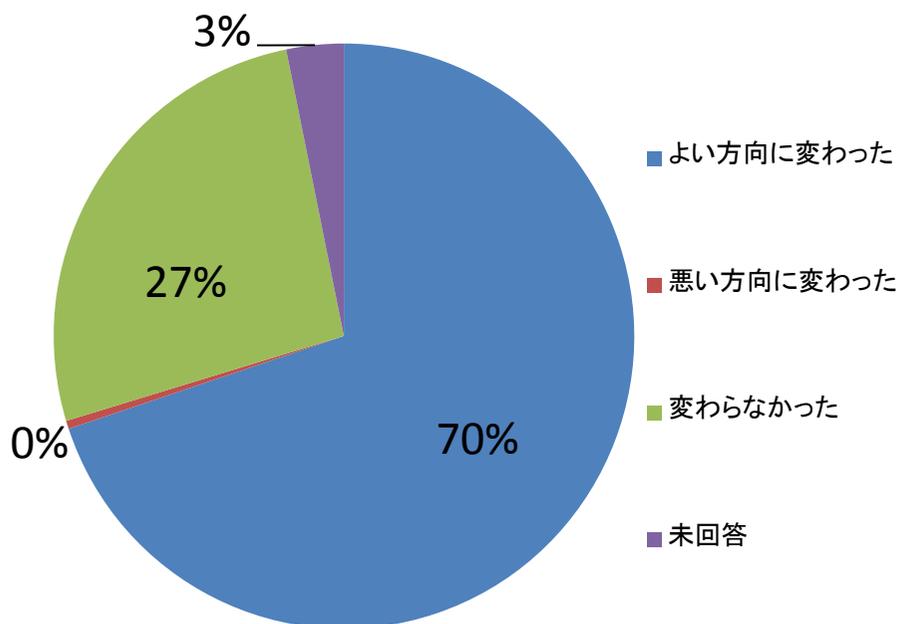
今後の方針

- 上記の取組結果についてのフォローアップを図ると共に、設計業務等の成果品の質の確保や業の健全な発展のため、就業環境の悪化等による離職者増加の解消・改善を図るべく対策の検討を行う予定。

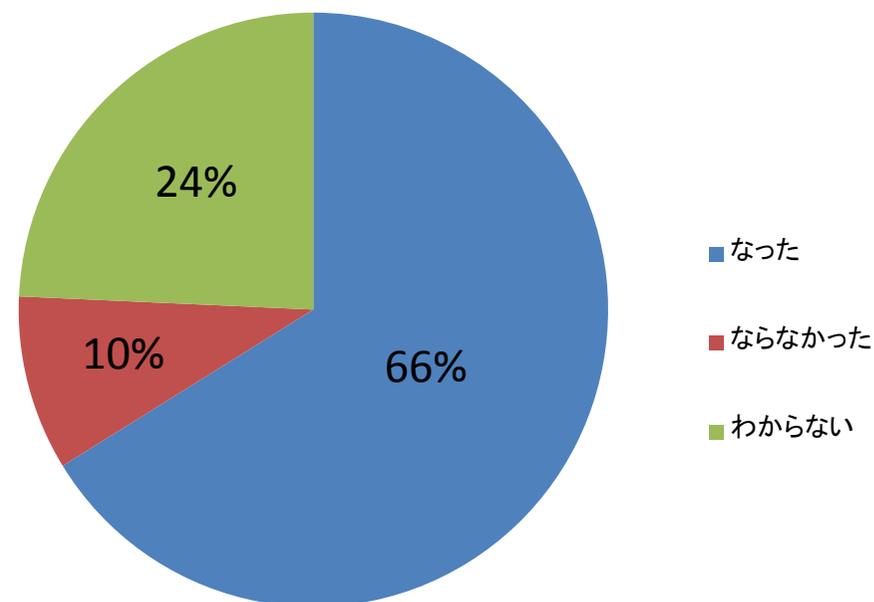
建設関連業説明会実施後のアンケート結果

- 説明会を受けた後、約7割の学生が、建設関連業界の印象がよい方向に変わったと答え、さらに、建設関連業界を就職先の1つとして考えるようになった。

(1) 今回の説明会を受け、建設関連業界の印象は変わりましたか？



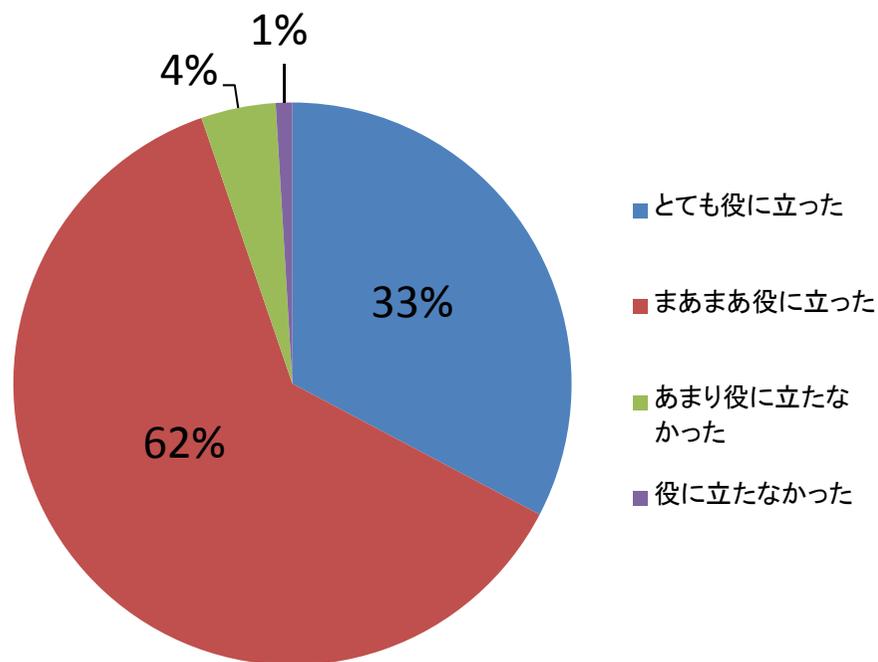
(2) 今回の説明会を受け、建設関連業界を就職先の1つとして考えられるようになりましたか？



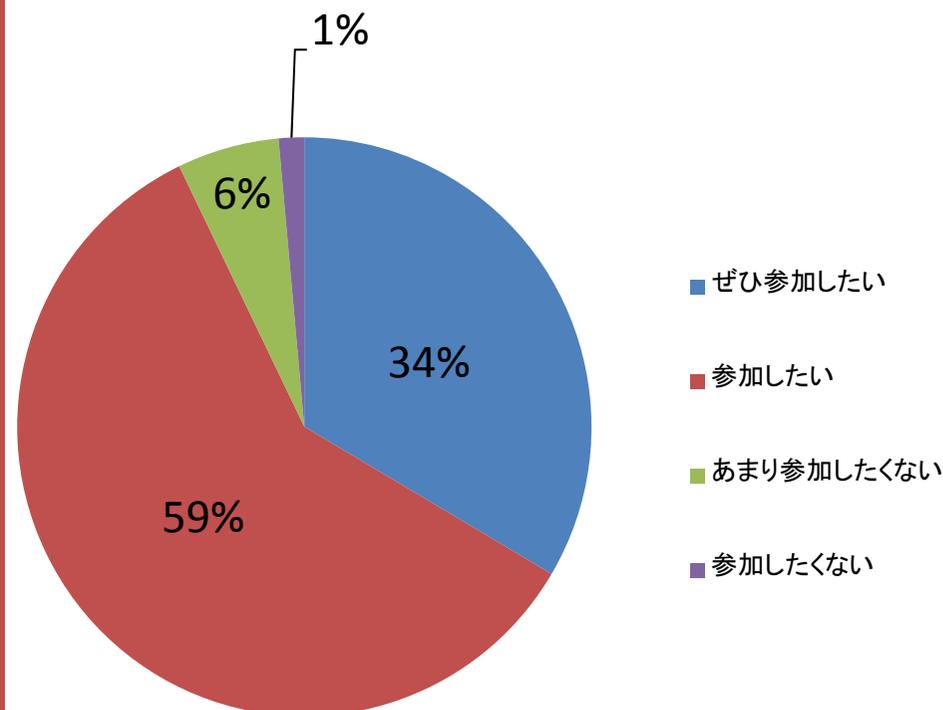
建設関連業説明会実施後のアンケート結果

- 建設関連業の説明会は就職先を考える上で、9割以上の学生が役に立ったと回答し、また、今後も説明会があれば参加したいとの回答を得た。

(3) 今回の説明会は就職先を考える上で役に立ちましたか？



(4) 今後もこういった説明会があれば、参加したいと思いますか？



取組結果

- 建設関連業の経営改善に必要な指標を提供するとともに、建設関連業を指導育成するための基礎資料を得ることを目的に、建設関連業の経営分析を実施した。(平成25年3月)

- ✓ 調査の概要

調査対象	測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者
調査項目	貸借対照表主要項目、損益計算書主要項目等
調査対象期間	平成23年度に決算期を迎えたものの直近1年の営業期間
調査方法	提出された財務に関する報告書及び現況報告書

- ✓ 経営分析の概要

建設関連業の登録業者について、業種別に①収益性を示す値(総売上高経常利益率等)、②生産性を示す値(職員1人当たり総売上高等)、③安全性を示す値(総資本自己資本比率)について比率を算出し、分析を行った。

- ✓ 経営分析の結果については、国土交通省ホームページにおいて公表している。



➤ 国土交通省HP: 建設関連業の経営分析について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000063.html

今後の方針

- ・ 25年度以降も継続的に経営状況の分析を実施し、積極的に情報提供をする。

取組項目

経営戦略づくり②

内容

今後の建設産業の将来像が予測できるような情報提供

取組方針

- 今後の建設産業の将来像が予測できるような情報や、自社が業界の中のどこに位置しているのかを把握できる情報として、建設関連業界の経営状況の分析などを積極的に提供する。

取組結果

平成23年度

- 「情報提供の仕組みづくり」と合わせ、現況報告書の記載内容を基に、国土交通省において、**建設関連業の経営分析を実施した。**

(平成24年3月、平成25年3月)

平成24年度

経営分析の結果については、国土交通省ホームページにおいて公表している。

 業団体等の
取組結果

平成22年度

- 業務提携、設計共同体等の事業方式の取り入れ(全測連)
- 公的支援制度の活用(全測連)
- 資金繰り状況アンケート調査・分析の実施(建コン協)
- 経営セミナーの開催(建コン協)

平成23年度

- 経営セミナー、経営分析説明会の開催(建コン協)
- 地質技術顧問制度の提案(全地連)
- ジオ・アドバイザー制度の構築と情報公開ネットの整備と試験運用開始(全地連)等

平成24年度

- **経営セミナー、経営分析説明会の開催(建コン協)**
- **ジオ・アドバイザーによる“地質の相談窓口”を開設しサービスを開始(全地連)**

取組項目

企業倫理・技術者倫理の醸成

内容

- 社会資本整備に関わるものとしての一層の企業倫理・技術者倫理の醸成

取組方針

- 一層の企業倫理・技術者倫理を醸成

業団体等の取組結果

平成22年度

- 「測量技術者の倫理」の幅広い醸成(全測連)
- 企業コンプライアンスの徹底(全測連)
- 「職業倫理啓発の手引き」の発行、講習会の開催(建コン協)
- RCCM倫理規定の制定(建コン協)
- 『建設コンサルタント技術者のためのコンプライアンスの手引き』の作成と講習会の開催(建コン協)
- 社会情勢の変化に従い、『建設コンサルタンツにおける独占禁止法遵守のための行動計画』を改訂、周知のための講習会開催(建コン協)
- 倫理要綱の設定、会員企業への徹底(全地連) 等

平成23年度

平成24年度

- 継続的に『建設コンサルタント技術者のためのコンプライアンスの手引き』の講習会の開催(建コン協)
- 社会情勢の変化に従い、継続的に『建設コンサルタンツにおける独占禁止法遵守のための行動計画』を改訂、周知のための講習会開催(建コン協)
- 検定試験資格者更新講習会における技術者倫理に関する講習の徹底(全地連)

取組項目

企業の社会的責任(CSR)の推進

内 容

- 従業員教育や社内研修、地域の安全安心への貢献、ボランティア活動等への積極的参画

取組方針

- 地域社会の維持発展のための災害時における対応等地域の安全安心に貢献することや、ボランティア活動、地球環境に配慮した取組み等

 業団体等の
取組結果

平成22年度

- 地方公共団体との「防災協定」締結の推進(全測連)
- ガイドブック「建設コンサルタントの社会的責任(CSR)ー考え方と取り組み方ー」の作成及び講習会の開催(建コン協)

平成23年度

- ガイドブック「建設コンサルタントの社会的責任(CSR)ー考え方と取り組み方ー」の講習会の開催(建コン協)
- 広報用パンフレットの作成とジオパークに関する活動(全地連)
- 地質情報ポータルサイトの公開(全地連)
- 広報用パンフレット「日本ってどんな国」シリーズの作成と公開(全地連)
(テーマ:第4弾「豪雨から国土を守る」 第5弾「津波の脅威と防災」) 等

平成24年度

- 継続的にガイドブック「建設コンサルタントの社会的責任(CSR)ー考え方と取り組み方ー」の講習会の開催(建コン協)
- 全国各支部による社会貢献活動への継続的参画・推進(建コン協)
- 広報用パンフレット「日本ってどんな国」シリーズの作成と公開(全地連)
(テーマ:第6弾「液状化」) → <http://www.web-gis.jp/Education/edication.html>